

兵庫県公報

平成24年12月27日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

公 告	ページ
○ 人事行政の運営等の状況の公表について（人事課）	1

公 告

人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年兵庫県条例第23号）第4条に基づき、兵庫県の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成24年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

人事行政の運営等の状況

平成24年12月

兵庫県

目 次

【兵庫県人事行政の運営の状況】

I 職員の任免の状況	4
II 職員の給与・定員管理等の状況	5
III 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況	27
IV 職員の分限及び懲戒処分の状況	30
V 職員のサービスの状況	31
VI 職員の研修の状況	32
VII 職員の勤務成績の評定の状況	40
VIII 職員の福祉及び利益の保護の状況	41
[参考]	44

【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	61
II 職員の競争試験及び選考の状況	65
III 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	75
IV 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	75

【兵庫県人事行政の運営の状況】

I 職員の任免の状況

1 職員の採用状況

(1) 採用試験

(平成23年度)

区 分	上 級	中 級	初 級	経験者	計
一 般 行 政 職	134人	13人	35人	9人	191人
一般事務職	36人	0人	9人	3人	48人
警察事務職	12人	0人	6人	0人	18人
教育事務職	19人	0人	8人	3人	30人
小中学校事務職	20人	0人	11人	0人	31人
その他技術職	47人	13人	1人	3人	64人
技 能 労 務 職	—	—	—	—	0人
教 育 職	1,084人	—	—	—	1,084人
警 察 職	357人	—	157人	—	514人
計	1,575人	13人	192人	9人	1,789人

※ 教育職については、大卒相当として上級の欄に記載

(2) 採用選考

(平成23年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	病院局	計
行 政 職 (※)	83人	42人	2人	23人	150人
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	1人	0人	0人	35人	36人
研 究 職	0人	0人	6人	0人	6人
警 察 職	—	—	51人	—	51人
計	84人	42人	59人	58人	243人

※ 職種転換、国からの派遣者の帰任等を含む

2 職員の退職状況

(平成23年度)

区 分	普通退職	勸奨退職	定年退職	退職手当 支給者数合計	退職者数合計
一 般 職 員	245人	106人	427人	778人	831人
うち技能労務職員	2人	6人	29人	37人	37人
教 育 公 務 員	143人	399人	1,261人	1,803人	2,006人
警 察 官	68人	115人	176人	359人	564人
計	456人	620人	1,864人	2,940人	3,401人

II 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成22年度の 人件費率
平成23年度	人 5,572,405	千円 2,150,448,460	千円 731,088	千円 565,938,962	% 26.3	% 25.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	人 55,952	千円 252,505,615	千円 52,070,921	千円 95,777,134	千円 400,353,670	千円 7,155

(注) 1 職員手当は退職手当を除く。

2 職員数は平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

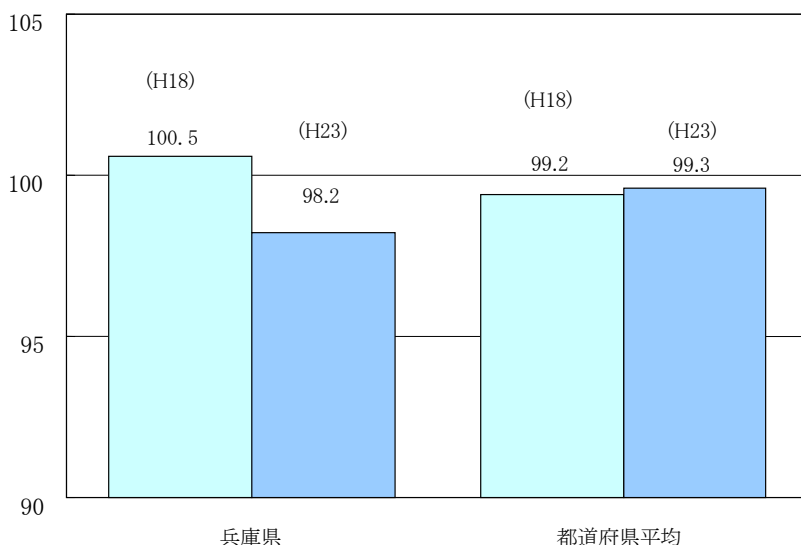
給与の抑制措置

	一般職	特別職
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 初任給基準の引下げ 管理職手当の3%減額措置 期末手当独自0.3月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 10%減額 副知事 : 7%減額 出納長、教育長等 : 5%減額 その他 : 3%減額 期末手当の支給内容を国準拠に改正 (4.95月→3.75月)
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置（継続） 期末手当独自0.1月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当独自0.15月分引下げ（単年度）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続）
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 退職手当の減額 (知事・副知事・出納長 : 10%減額)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 退職手当の減額（継続） 期末手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 10%減額 副知事 : 7%減額 出納長、教育長等 : 5%減額 その他 : 3%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置（継続） 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 退職手当の減額（継続） 期末手当の減額（継続）

	一般職	特別職																																																						
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 特殊勤務手当の見直し （月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し） 給料表の見直し（平均4.8%引下げ等） 昇給制度の見直し （査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等） 地域手当の新設 退職手当の見直し （支給率の見直し、調整額の新設） 勤勉手当への勤務実績の反映 <p>※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 退職手当の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 																																																						
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 特殊勤務手当の見直し 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 退職手当の継続（継続） 期末手当の減額（継続） 																																																						
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 行政職は次のとおり減額（他の職種も行政職との均衡により減額。）。 <p>【管理職】</p> <table border="0"> <tr> <td>部長・局長級</td> <td>: 9%減額</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>: 8%減額</td> </tr> <tr> <td>副課長級</td> <td>: 6%減額</td> </tr> </table> <p>【一般職員】</p> <table border="0"> <tr> <td>主任専門員級</td> <td>: 5%減額</td> </tr> <tr> <td>係長・主査・主任級</td> <td>: 4.8%減額</td> </tr> <tr> <td>若手職員</td> <td>: 4.5%減額</td> </tr> </table> <p>※ 地域手当の2%引下げ含む。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額。 （役職加算率）20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% （管理職加算率）20%→10% 10%→5% 15%→7.5% 管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 → 20%減額 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸。 	部長・局長級	: 9%減額	課長級	: 8%減額	副課長級	: 6%減額	主任専門員級	: 5%減額	係長・主査・主任級	: 4.8%減額	若手職員	: 4.5%減額	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <table border="0"> <tr> <td>知事</td> <td>: 20%減額</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>: 15%減額</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>: 10%減額</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>: 7%減額</td> </tr> </table> 地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%) 期末手当の減額 <table border="0"> <tr> <td>知事</td> <td>: 30%減額</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>: 28%減額</td> </tr> <tr> <td>教育長等</td> <td>: 26%減額</td> </tr> <tr> <td>防災監等</td> <td>: 25%減額</td> </tr> </table> <p>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職手当の減額 <table border="0"> <tr> <td>知事</td> <td>: 約20%減額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（支給割合の10%減額を含む。）</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>: 約20%減額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（支給割合の10%減額を含む。）</td> </tr> </table> <p>(参考) 議員報酬月額額の減額 県議会においても、行財政構造改革への取組みを踏まえ、当分の間、議員の報酬月額等を次のとおり減額する措置が講じられる。</p> <table border="0"> <tr> <td>議長</td> <td>: 報酬月額10%減額 加算額25%減額</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>: 報酬月額10%減額 加算額25%減額</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>: 報酬月額10%減額</td> </tr> </table>	知事	: 20%減額	副知事	: 15%減額	教育長等	: 10%減額	防災監等	: 7%減額	知事	: 30%減額	副知事	: 28%減額	教育長等	: 26%減額	防災監等	: 25%減額	知事	: 約20%減額	（支給割合の10%減額を含む。）		副知事	: 約20%減額	（支給割合の10%減額を含む。）		議長	: 報酬月額10%減額 加算額25%減額	副議長	: 報酬月額10%減額 加算額25%減額	議員	: 報酬月額10%減額
部長・局長級	: 9%減額																																																							
課長級	: 8%減額																																																							
副課長級	: 6%減額																																																							
主任専門員級	: 5%減額																																																							
係長・主査・主任級	: 4.8%減額																																																							
若手職員	: 4.5%減額																																																							
区分	見直し前	見直し後																																																						
1級地	10%	8%																																																						
2級地	7%	5%																																																						
3級地	5%	3%																																																						
知事	: 20%減額																																																							
副知事	: 15%減額																																																							
教育長等	: 10%減額																																																							
防災監等	: 7%減額																																																							
知事	: 30%減額																																																							
副知事	: 28%減額																																																							
教育長等	: 26%減額																																																							
防災監等	: 25%減額																																																							
知事	: 約20%減額																																																							
（支給割合の10%減額を含む。）																																																								
副知事	: 約20%減額																																																							
（支給割合の10%減額を含む。）																																																								
議長	: 報酬月額10%減額 加算額25%減額																																																							
副議長	: 報酬月額10%減額 加算額25%減額																																																							
議員	: 報酬月額10%減額																																																							

	一般職	特別職
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末・勤勉手当の減額（継続） ・管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） ・退職手当の減額（継続） （参考）議員報酬月額の減額についても継続
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成22年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 （役職加算率）20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→5% <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） ・退職手当の減額（継続） （参考）議員報酬月額の減額についても継続
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成23年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 （役職加算率）20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→4.4～5% <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） ・退職手当の減額（継続） （参考）議員報酬月額の減額についても継続
平成24年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ただし、平成25年1月～平成26年3月の間に限り、管理職を除く一般職について一部緩和。 主任専門員級 : 4.8%減額 係長・主査・主任級 : 4.6%減額 若手職員 : 4.3%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。 <ul style="list-style-type: none"> ・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成24年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 （役職加算率）20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） ・退職手当の減額（継続） （参考）議員報酬月額の減額についても継続

(4) ラスパイレス指数の状況（5年前との比較・各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】 地域手当補正後ラスパイレス指数 98.0（平成23年4月1日現在）

(注) 「地域手当補正後ラスパイレス指数」は、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
平成23年度	412,798円	413,997円 [393,396円]	△1,199円 (△0.29%) 〔19,402円 (4.93%)〕	改定 (△0.29%)	改定 (△0.29%)	改定 (△0.23%)

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2 []内は第2次行財政構造改革推進方を踏まえた減額措置後の額。

3 月例給の改定は、平成24年4月より実施。

イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間支 給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
平成23年度	3.97月	3.95月	0.02月	改定なし	3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日）

（単位：円）

	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	215,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
最高号給の給料月額	243,700	295,800	353,100	385,800	405,800	425,200	459,200	481,300	541,300	570,100

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	44.1歳	338,200円	427,386円
国	42.8歳	304,944円	—

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	51.7歳	686人	332,200円	398,136円
うち保安員	48.8歳	33人	323,600円	399,722円
うち用務員	53.3歳	271人	336,200円	400,849円
うち自動車運転員	49.6歳	79人	339,600円	420,555円
国	49.7歳	3,479人	270,465円	—

ウ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	46.1歳	389,100円	455,933円

エ 中学校・小学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	43.2歳	364,600円	418,576円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	39.2歳	321,500円	453,912円
国	41.2歳	297,622円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは平成24年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には超過勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分		兵 庫 県	国
一般行政職	大学卒	174,330円 (178,800円)	181,200円
	高校卒	140,888円 (144,500円)	140,100円
技能労務職	高校卒	137,280円 (140,800円)	137,200円
高等学校教育職	大学卒	194,708円 (199,700円)	—
	短大卒	172,770円 (177,200円)	—
中学校・小学校 教育職	大学卒	194,708円 (199,700円)	—
	短大卒	172,770円 (177,200円)	—
警 察 職	大学卒	197,535円 (202,600円)	372,418円
	高校卒	166,043円 (170,300円)	161,500円

(注) () 内は、減額措置を行う前の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	256,295円	321,067円	358,101円
	高校卒	216,141円	267,334円	318,576円
技能労務職	高校卒	—	256,479円	293,741円
高等学校教育職	大学卒	305,128円	357,983円	400,373円
中学校・小学校 教育職	大学卒	309,371円	360,195円	393,236円
	短大卒	278,143円	332,700円	372,469円
警 察 職	大学卒	287,116円	342,266円	372,418円
	高校卒	249,319円	301,667円	343,189円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

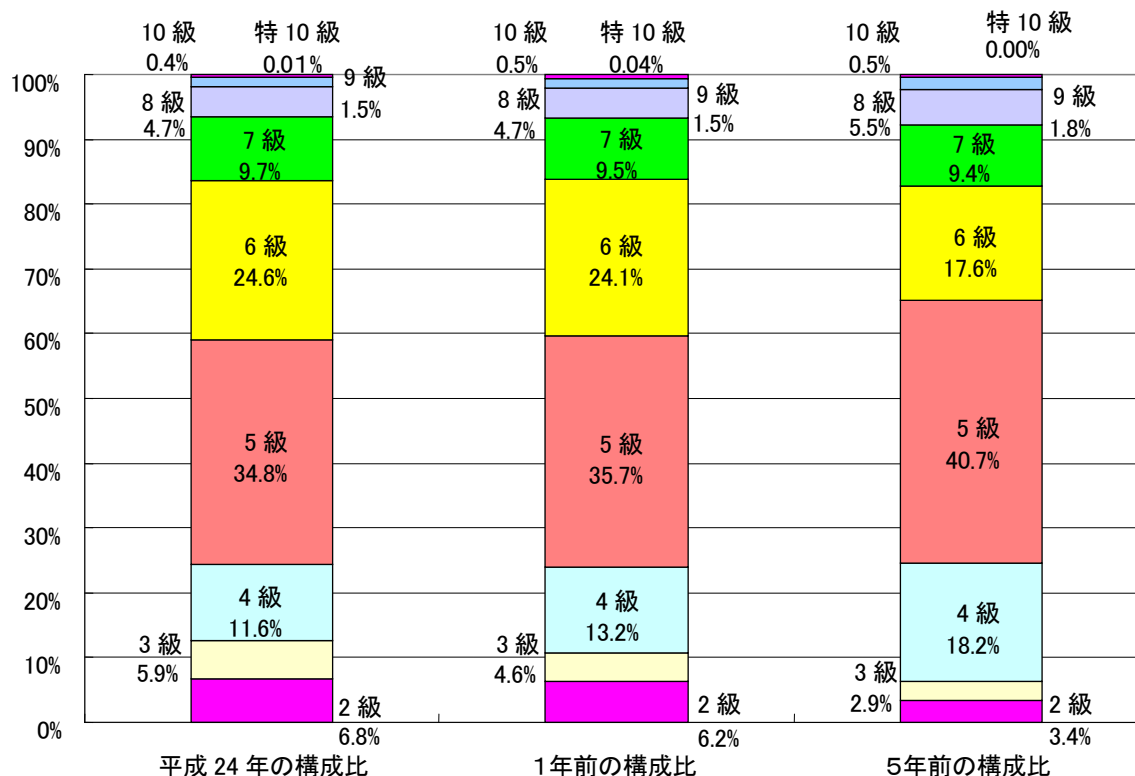
(1) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容		職員数	構成比
特10級	理事		1人	0.01%
10級	部長	県民局長	35人	0.4%
9級	局長	県民局の副局長	123人	1.5%
8級	課長	地方機関の長	374人	4.7%
7級	副課長、主幹	地方機関の副所長、主幹	778人	9.7%
6級	課長補佐、係長	地方機関の課長	1,968人	24.6%
5級	主査	地方機関の課長補佐	2,792人	34.8%
4級	主任		930人	11.6%
3級	職員		467人	5.9%
2級	職員		548人	6.8%
計			8,016人	100.0%

(注) 1 本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(給与実態調査ベース)である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数の構成比の推移



5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(平成24年4月1日現在)

兵 庫 県			国		
1人当たり平均支給額（平成23年度決算） 1,752千円			—		
（平成23年度支給割合）			（平成23年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60 月分	1.35 月分	一般職員	2.60 月分	1.35 月分
特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分	特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分
再任用職員	1.45 月分	0.65 月分	再任用職員	1.45 月分	0.65 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%） ・管理職加算 10～20%（抑制後 5～10%）			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

(2) 退職手当

(平成24年4月1日現在)

兵 庫 県			国		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	2,410千円	28,335千円	1人当たり平均支給額	—	—

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（平成23年度決算）		16,466,411千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		294,295 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 東京都特別区 （明石市、川西市に所在する事務所等のうち人事委員会が定める事務所等）	31,323人	8%	18、15、12、10、6%
姫路市 明石市 川西市	5,327人	5%	3%
上記以外の市町	19,303人	3%	6、3、0%

(4) 特殊勤務手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)	2,832,515千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	109,787 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)	36.7%
手当の種類 (手当数)	52
手当の詳細	P.44 参照

(注) 支給の根拠となる条例が異なる類似の手当は手当数から除いている。

(5) 超過勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	6,421,683千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	114千円
支給実績 (平成22年度決算)	6,691,645千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	119千円

(6) その他の手当

(平成24年4月1日現在)

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円/月 配偶者以外の扶養親族 6,500円/月 職員に配偶者がいない場合は、職員の扶養親族のうち1人 11,000円/月 ※ 16歳から満22歳までの扶養親族たる子に係る加算額 1人につき5,000円/月加算	同	—	千円 6,715,771	円 249,388
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 <ul style="list-style-type: none"> 家賃23,000円以下 月額 家賃-12,000円 家賃23,000円超57,000円以下 月額(家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 家賃57,000円超 月額28,000円(支給限度額) 	異	国は支給限度額 27,000円	千円 3,497,699	円 110,383
		【持家居住者】 1,600円/月	異	国は平成21年12月から廃止		

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
初任給調整手当	医師等、採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：365,500円/月	異	最高支給額の措置期間の10年間延長	千円 93,630	円 2,463,947
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 最高支給限度額：59,000円	異	国上限額 55,000円	千円 7,898,851	円 155,940
		【交通用具使用者】 通勤距離に応じて支給 自動車 6km未満 4,100円/月～ (上限額55,000円)	異	国上限額 24,500円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等を伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	月額 23,000円+加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000～45,000円/月	同	—	千円 101,114	円 325,125
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	39,700～139,300円/月 職責に応じた定額	同	—	千円 2,543,588	円 593,603
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に7/100を乗じた額	/	/	千円 83,276	円 363,651
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事務所等に勤務する職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、4/100～25/100までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じて得た額	同	—	千円 15,910	円 311,961
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地又は離島に所在する学校又はこれに準ずる学校等に勤務する職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、4/100～25/100までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じて得た額	/	/	千円 131,030	円 155,065

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において旧美方郡村岡町及び美方町並びにそれら均衡上必要があると認められる事務所に在籍する職員に対して支給	扶養親族のある世帯主である職員:17,800円/月 扶養親族のない世帯主である職員:10,200円/月 その他職員:7,360円/月	同	—	千円 10,892	円 62,240
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給	勤務した時間1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同	—	千円 914,276	円 187,083
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給	4,200円/1回 (職種、勤務内容により増減あり)	同	—	千円 1,293,208	円 269,756
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給	4,000円～12,000円/1回	同	—	千円 6,479	円 10,745
定時制通信教育手当	高等学校で本務として定時制又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に10/100を乗じた額(管理職手当を受ける者にあつては8/100)			千円 263,074	円 566,970
産業教育手当	高等学校で農業、水産又は工業に関する産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に10/100を乗じた額			千円 274,506	円 515,989
義務教育等教員特別手当	小学校・中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給	上限額:8,200円/月 職務の級号給に応じた定額			千円 2,507,008	円 74,910

6 特別職の報酬等の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,128,000円 (1,410,000円)
	副 知 事	943,500円 (1,110,000円)
報 酬	議 長	994,500円 (1,140,000円)
	副 議 長	919,500円 (1,040,000円)
	議 員	837,000円 (930,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成23年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1.45月 12月期 1.50月 計 2.95月
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×0.63 42,638,400円 任期ごと
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.45 23,976,000円 任期ごと

- (注) 1 給料は、知事20%、副知事7%を減額している。()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 期末手当は、知事30%、副知事28%を減額している。
 3 退職手当は、知事・副知事ともに約20%を減額している(支給割合の10%減額を含む)。
 4 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

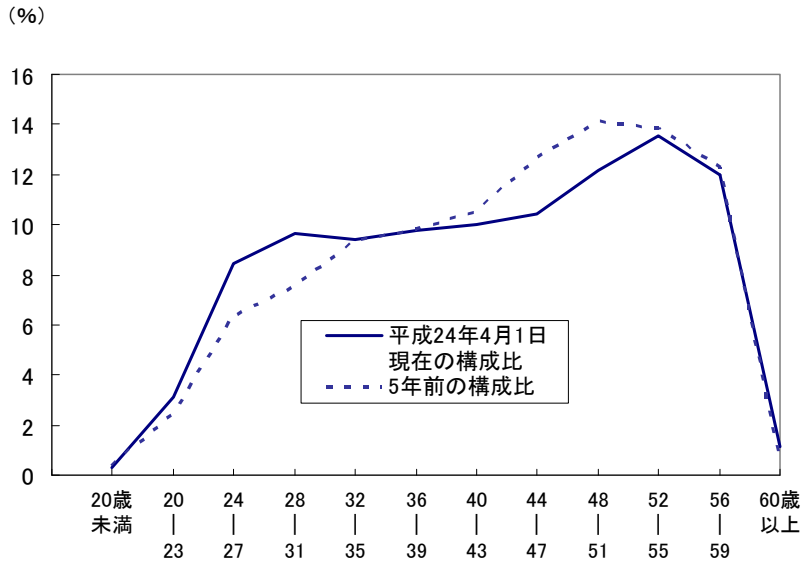
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	52	51	△ 1	・事務事業の見直し ・業務執行体制の見直し ・外郭団体への派遣見直し
		総 務	1,419	1,371	△ 48	
		税 務	580	556	△ 24	
		民 生	510	480	△ 30	
		衛 生	964	950	△ 14	
		労 働	218	207	△ 11	
		農林水産	1,239	1,197	△ 42	
		商 工	252	244	△ 8	
		土 木	1,675	1,586	△ 89	
	計	6,909	6,642	△267	参考：人口10万人当たり職員数119.2人	
	教育部門	36,784	36,961	177	学級数の増加に伴う教員増	
	警察部門	12,260	12,235	△ 25		
	小 計	55,953	55,838	△115	参考：人口10万人当たり職員数1,002.0人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	4,788	5,174	386	・病院医療体制の強化 ・医療の高度化・専門化に伴う 看護体制の強化	
	水 道	58	60	2		
	下 水 道	31	31	0		
	そ の 他	154	148	△ 6		
	小 計	5,031	5,413	382		
合 計		60,984 [67,295]	61,251 [67,734]	267 [439]	参考：人口10万人当たり職員数1,099.2人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(定員管理調査ベース)
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況



(平成24年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	人 182	人 1,909	人 5,186	人 5,924	人 5,775	人 5,981	人 6,137	人 6,384	人 7,459	人 8,298	人 7,331	人 685	人 61,251

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
一般行政	8,279	7,947	7,513	7,172	6,909	6,642	△1,637 (△19.8%)
教 育	37,699	37,366	37,005	36,878	36,784	36,961	△738 (△ 2.0%)
警 察	12,325	12,321	12,199	12,173	12,260	12,235	△90 (△ 0.7%)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (—)
普通会計計	58,303	57,634	56,717	56,223	55,953	55,838	△2,465 (△ 4.2%)
公営企業等会計計	4,927	4,952	4,868	5,005	5,031	5,413	486 (9.9%)
総合計	63,230	62,586	61,585	61,228	60,984	61,251	△1,979 (△ 3.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(参考) 一般行政部門の職員数の推移

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
職員数	9,413	9,279	9,154	9,033	8,913	8,788	8,633	8,513

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H11比	H19比
職員数	8,279	7,947	7,513	7,172	6,909	6,642	△2,771 (△29.4%)	△1,637 (△17.4%)

8 公営企業職員の状況

(1) 企業庁の状況

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成22年度の総 費用に占める職員給与 費比率
平成23年度	千円 22,123,008	千円 2,298,898	千円 1,917,941	% 8.7	% 8.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり の給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	人 183	千円 789,022	千円 194,384	千円 311,969	千円 1,295,375	千円 7,079

(注) 1 職員手当は退職手当を除く。

(4) 特記事項

給与の抑制措置

	一般職	特別職（公営企業管理者）
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 初任給基準の引下げ 管理職手当の3%減額措置 期末手当独自0.3月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額：5%減額 期末手当の支給内容を国準拠に改正（4.95月→3.75月）
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置（継続） 期末手当独自0.1月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当独自0.15月分引下げ（単年度）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続）
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額：5%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置（継続） 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 特殊勤務手当の見直し（対象業務の見直し） 給料表の見直し（平均4.8%引下げ等） 昇給制度の見直し（査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等） 地域手当の新設 退職手当の見直し（支給率の見直し、調整額の新設） 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）

※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了。

	一般職	特別職（公営企業管理者）												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 行政職は次のとおり減額（他の職種も行政職との均衡により減額。）。 【管理職】 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 【一般職員】 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額。 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 10%→5% 15%→7.5% 管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 → 20%減額 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸。 	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額の減額 10%減額 地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%) 期末手当の減額 26%減額 ※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額
区分	見直し前	見直し後												
1級地	10%	8%												
2級地	7%	5%												
3級地	5%	3%												
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末・勤勉手当の減額（継続） 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成22年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→5% 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成23年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→4.4～5% 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												

	一般職	特別職（公営企業管理者）
平成24年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末・勤勉手当の減額（継続） ・管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続）

イ 職員の平均年齢、基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県（企業庁）	46.6歳	402,010円	594,085円

(注) 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

(平成24年4月1日現在)

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（平成23年度決算） 1,705千円			1人当たり平均支給額（平成23年度決算） 1,760千円		
(平成23年度支給割合)			(平成23年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60 月分	1.35 月分	一般職員	2.60 月分	1.35 月分
特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分	特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分
再任用職員	1.45 月分	0.65 月分	再任用職員	1.45 月分	0.65 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%） ・管理職加算 10～25%（抑制後 5～10%）			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%） ・管理職加算 10～25%（抑制後 5～10%）		

(4) 退職手当

(平成24年4月1日)

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職の特例加算 2～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	—	27,747千円	1人当たり平均支給額	3,435千円	28,082千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は平成23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(g) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（平成23年度決算）		62,636千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		342,275 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 明石市 川西市 東京都特別区	8%	131人	8%
姫路市	5%	19人	5%
上記以外の市町	3%	33人	3%

(i) 特殊勤務手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（平成23年度決算）	457千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	12,339 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	20.2%
手当の種類（手当数）	6
手当の詳細	P.50 参照

(f) 超過勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	30,331千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	206千円
支給実績（平成23年度決算）	24,671千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	170千円

(h) その他の手当

(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内 容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職と 同じ	同	—	32,501千円	250,005円
住 居 手 当				9,778千円	71,896円
通 勤 手 当				37,511千円	209,556円
単身赴任手当				492千円	492,000円
管理職手当				28,197千円	742,029円
特勤勤務手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
夜勤手当				184千円	92,008円
管理職員特別 勤務手当				40千円	13,167円

(2) 病院事業の状況

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成22年度の総 費用に占める職員給与 費比率
平成23年度	千円 98,454,992	千円 946,201	千円 48,523,503	% 49.3	% 49.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり の給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	人 4,486	千円 17,399,892	千円 8,708,846	千円 6,794,207	千円 32,902,945	千円 7,335

- (注) 1 職員手当は退職手当を除く。
2 休業中の者を除く。

(4) 特記事項

給与の抑制措置

	一般職	特別職 (病院事業管理者)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額：5%減額
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 (継続) 管理職手当の3%減額措置 (継続) 退職手当の見直し (支給率の見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 (継続) 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続) 期末手当の減額：5%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 (継続) 管理職手当の10%減額措置 (継続) 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続) 期末手当の減額 (継続)
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置 (継続) 特殊勤務手当の見直し (月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し) 給料表の見直し (平均4.8%引下げ等) 昇給制度の見直し (査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等) 地域手当の新設 退職手当の見直し (支給率の見直し、調整額の新設) 勤勉手当への勤務実績の反映 ※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了。 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続) 期末手当の減額 (継続)

	一般職	特別職（病院事業管理者）												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（医師を除く） 行政職は次のとおり減額（医師を除く。他の職種も行政職との均衡により減額。）。 【管理職】 <ul style="list-style-type: none"> 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 【一般職員】 <ul style="list-style-type: none"> 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末・勤勉手当の減額（医師を除く。） 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額。 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 10%→5% 15%→7.5% 管理職手当の減額（医師を除く。） 管理職全員 10%減額 → 20%減額 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸。 看護職給料表の見直し 	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額減額 10%減額 地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%) 期末手当の減額 26%減額 <p>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p>
区分	見直し前	見直し後												
1級地	10%	8%												
2級地	7%	5%												
3級地	5%	3%												
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続。医師を除く。） 期末・勤勉手当の減額（継続。医師を除く。） 管理職手当の減額（継続。医師を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成22年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→5% 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												

	一般職	特別職（病院事業管理者）
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成23年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→4.4~5% 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）
平成24年度 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） ただし、平成25年1月～平成26年3月の間に限り、管理職を除く一般職について一部緩和。 主任専門員級 : 4.8%減額 係長・主査・主任級 : 4.6%減額 若手職員 : 4.3%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成24年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県（病院事業）			
医 師	43.0歳	570,468円	1,257,656円
看 護 師	36.7歳	302,012円	476,998円
事務職員	42.5歳	360,306円	570,203円

- (注) 1 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。
2 事務職員には、薬剤師、臨床検査技師及び放射線技師等の行政職給料表適用者を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

(平成24年4月1日現在)

兵庫県（病院事業）	兵庫県（一般行政職）
1人当たり平均支給額（平成23年度決算） 1,515千円	1人当たり平均支給額（平成23年度決算） 1,752千円

兵庫県（病院事業）			兵庫県（一般行政職）		
（平成23年度支給割合）			（平成23年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60月分	1.35月分	一般職員	2.60月分	1.35月分
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分	特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
再任用職員	1.45月分	0.65月分	再任用職員	1.45月分	0.65月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%） ・管理職加算 10～20%（抑制後 5～10%）			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%） ・管理職加算 10～20%（抑制後 5～10%）		

(8) 退職手当

(平成24年4月1日現在)

兵庫県（病院事業）			兵庫県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職の特例加算 2～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	1,647千円	24,189千円	1人当たり平均支給額	2,410千円	28,335千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(9) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（平成23年度決算）		1,487,481千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		331,583円		
支給対象地域		支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師 以外	神戸市、尼崎市 西宮市、明石市	8%	2,884人	12、10、3%
	姫路市	5%	450人	3%
	加古川市、丹波市 洲本市、たつの市	3%	1,283人	3、0%
医師	全地域	15%	619人	15%

(イ) 特殊勤務手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（平成23年度決算）	1,186,480千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	353,014円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	65.0%
手当の種類（手当数）	15
手当の詳細	P.51 参照

(ロ) 超過勤務手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績（平成22年度決算）	2,303,220千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	517千円
支給実績（平成23年度決算）	2,334,280千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	655千円

(注) 超過勤務手当には夜勤手当を含む。

(ハ) その他の手当

(平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内 容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職 と同じ	同	—	366,791千円	201,091円
住 居 手 当				371,232千円	142,727円
通 勤 手 当				576,386千円	142,493円
初任給調整手当				1,502,400千円	2,446,906円
単身赴任手当				5,175千円	287,500円
管 理 職 手 当				197,121千円	872,219円
宿 日 直 手 当				407,690千円	418,143円
管理職員特別勤務手当				219千円	27,375円

Ⅲ 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間・休暇

(1) 職員の勤務時間・休憩時間

原則として月曜日から金曜日まで (平成24年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時45分	17時30分	12時00分～13時00分

(2) 主な休暇等の導入状況

(平成24年4月1日現在)

条例上の休暇の種類(名称)	概要	取得単位
年次休暇	1暦年につき20日 ※ 年の途中で職員となった者は 20日×発令日から年末までの月数/12月=年次休暇日数	1日、半日又は1時間単位
病気休暇	①公務傷病：任命権者が療養上必要と認める期間 ②精神障害：最長2年以内（90日超は無給） ③その他の傷病：90日以内	1日を単位として引き続く期間 ただし、人工透析の通院治療及び不妊治療の場合は1日又は1時間単位、妊産婦の保健指導等の場合は1時間単位の取得が可能。
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として登録の申し出を行う場合又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア休暇：1暦年につき5日	1日、又は1時間単位
	結婚の場合：週休日、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間	—
	出産の場合：出産予定日8週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間	—
	生後1年6月に達しない生児を育てる場合：1日2回計90分	—
	配偶者の出産補助休暇：3日	1日、半日又は1時間単位
	子育て支援休暇：中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等を行うため1暦年につき5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)	1日、半日又は1時間単位
	親族の喪の場合：親族に応じ異なる(例：配偶者、父母、子の場合 10日 等)	—
夏季休暇：6/1～9/30の間に5日	—	
男性の育児参加のための特別休暇：職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、勤務しないことが相当であると認められる場合に5日	1日、半日又は1時間単位	

条例上の休暇の種類(名称)	概 要	取得単位
特別休暇	短期介護休暇：負傷、疾病、老齢により2週間にわたり日常生活を営むのに支障のある要介護者(配偶者、父母、子、同居している祖父母等)を職員が介護する必要がある場合に、1暦年につき5日(要介護者が2人以上の場合は10日)	1日、半日又は1時間単位
育児部分休暇	小学校1年生の子を対象とし、いわゆる学童保育施設に迎えに行く場合(無給)	1時間を超えない範囲で30分単位
介護休暇	負傷、疾病、老齢により、2週間にわたり日常生活を営むのに支障のある要介護者(配偶者、父母、子、同居している祖父母等)を職員が介護する必要がある場合に6月の期間内(無給)	1日又は1時間とし、1時間を単位とする場合は1日を通じ、始業時刻又は就業時刻の連続した4時間の範囲内

(3) 育児休業等について

ア 制度の概要

(平成23年4月1日現在)

休業の種類(名称)	概 要	取得単位
育児休業	養育する子が3歳に達する日まで取得が可能	1日単位
育児短時間勤務	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間、短時間勤務をすることが可能 【勤務パターン】 ①3時間55分/日(週19時間35分) ②4時間55分/日(週24時間35分) ③週3日(週23時間15分) ④週2日半(週19時間25分)	—
部分休業	養育する子が小学校就学の始期に達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得が可能	30分単位

イ 育児休業の取得者数等(平成22年度)

(7) 知事部局等

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成23年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員(育児休業対象者数)		
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数
男性職員	3	0	6	97	0	0
	1	1	0			
女性職員	60	16	45	54	53	0
	102	20	33			
計	63	16	51	151	53	0
	103	21	33			

(注)「育児休業取得者数」、「育児短時間勤務者数」、「部分休業取得者数」の欄の上段は、平成23年度に新たに育児休業(育児短時間勤務又は部分休業)を取得した職員数、下段は、育児休業(育児短時間勤務又は部分休業)の期間が平成22年度以前から平成23年度にかけて引き続けている職員数(以下同じ。)

(i) 教育委員会

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成23年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）			
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数	
男性職員	8	0	2	292	7	0	1
	2	0	0				
女性職員	627	8	8	617	612	3	6
	851	9	7				
計	635	8	10	909	619	3	7
	853	9	7				

(ii) 警察本部

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成23年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）			
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数	
男性職員	0	0	0	582	0	0	0
	0	0	0				
女性職員	55	1	5	55	55	0	0
	95	7	13				
計	55	1	5	627	55	0	0
	95	7	13				

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（平成23年度）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局	0	0	106	0	106
教育委員会	0	1	345	0	346
警察本部	0	0	52	0	52
その他	0	0	83	0	83
計	0	1	586	0	587

2 懲戒処分者数（平成23年度）

（単位：人）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局	5	0	3	1	9
教育委員会	2	6	6	5	19
警察本部	6	5	7	1	19
その他	1	0	0	0	1
計	14	11	16	7	48

V 職員の服務の状況

1 服務規律の遵守に関する取組（平成23年度）

(1) 知事部局等

知事部局等では、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚に立って、服務規律を遵守し、清潔で公正な県政を展開する必要があることから、副知事通知「執務姿勢の確立について」を年2回発出し、各部局や各所属においての取組を進めました。

<主な内容>

- ・日常の服務規律の確保について
- ・綱紀粛正について
- ・適正な事務処理について

(2) 教育委員会

教育委員会では、綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、教育長名の通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

<主な内容>

- ・日常の服務規律の確保について
- ・綱紀粛正について
- ・適正な事務処理について

(3) 警察本部

警察本部では、県民の安全を守る力強い警察を確立するため、厳正な規律を保持する必要があることから、本部長名の通達を発出し、職員に対し、規律の振粛と各種事故防止について徹底を図り、また、警察署等に対する監察を定期・随時に実施しました。

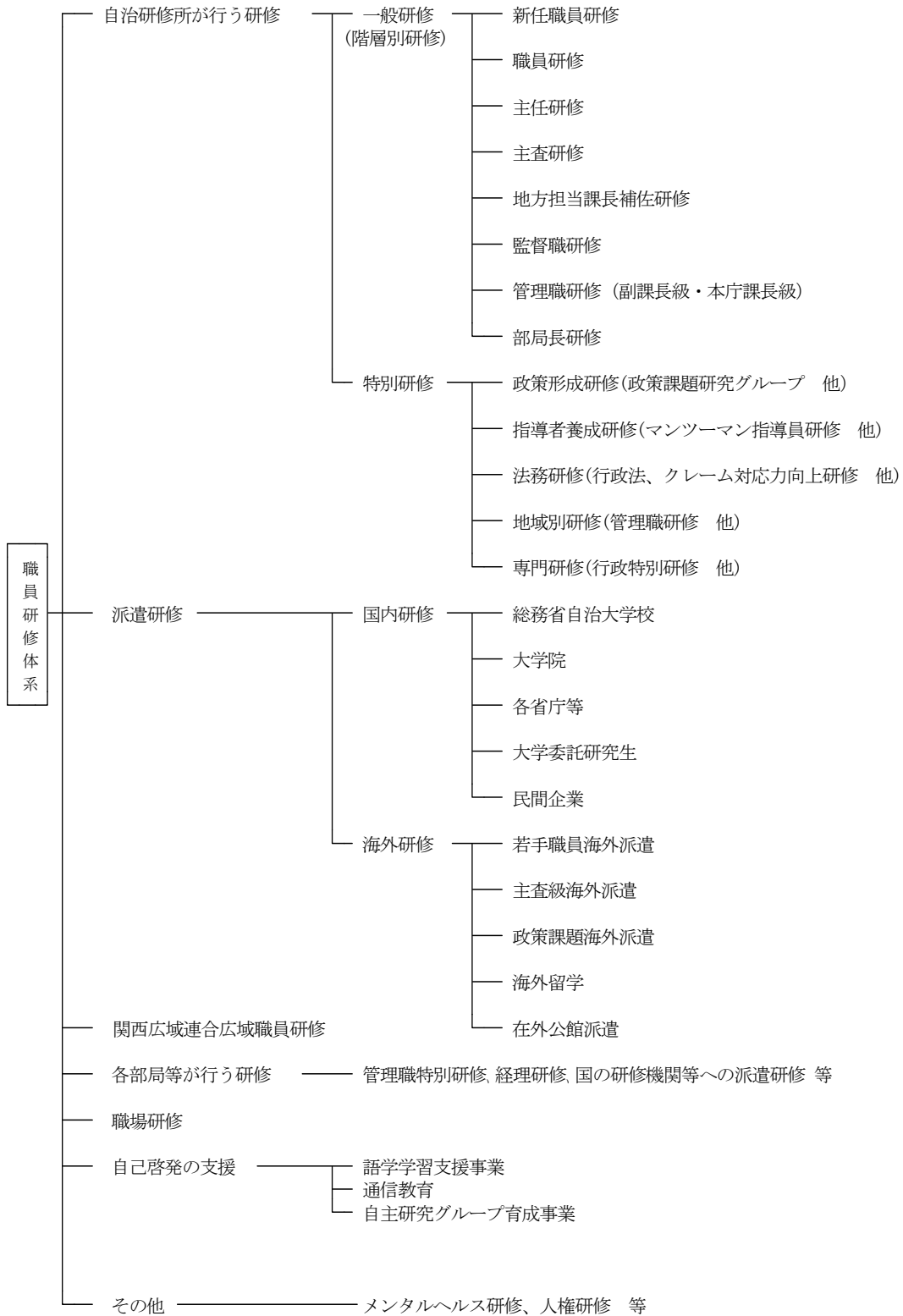
<主な内容>

- ・異動期における規律の振粛について
- ・年末年始における規律の振粛について

VI 職員の研修の状況

1 知事部局

(1) 研修体系（平成23年度）



(2) 研修内容 (平成23年度)

【一般研修】

研修名	対象者	目 的	1 期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
新任職員 研修 (前期)	H22. 4. 2～H23. 4. 1の間に行政職及び研究職として採用された職員	公務員・県職員としての意識・心構えの確立を図るとともに、新任職員として必要な基礎的知識や態度の習得	83 59 7	3	149	11	4月
新任職員 研修 (後期)	H22. 4. 2～H23. 4. 1の間に行政職及び研究職に採用された職員	県職員としての約半年の経験を踏まえ、県政及び県政を取り巻く現状とその動向への理解を深めるとともに、必要な使命感等の養成	77 71	2	148	5	11～ 12月
職員研修	H23. 4. 1において、上級採用4年目、中級採用6年目、初級採用8年目の職員 ただし、経験者採用職員及び平成22年度までに当該研修を受講した職員を除く。	県政の動向や行政課題を認識するとともに、県職員としての自覚を深め意識を改革	57 48	2	105	3	1月
主任研修	・H22. 4. 2～H23. 4. 1の間に主任に昇任した職員 ・H22. 4. 2～H23. 4. 1の間に、研究職2級45号以上に昇給した職員	幅広い視野と現場主義の視点に立って、主体的に判断し行動する意欲や能力の養成	75 73 79 80 86	5	393	3	10～ 12月
主査研修	・H22. 4. 1～H23. 3. 31の間に主査に昇任した職員で、監督職でない者 ・H22. 4. 1～H23. 3. 31の間に研究職3級21号以上に昇格した職員で、管理監督職でない者 ※ 行政特別研修修了者及び自治大学校第1部課程派遣者を除く。	中堅職員に求められる役割認識や資質の涵養、政策形成能力の養成	62 61 60 64	4	247	2	9～ 10月
地方担当 課長補佐 研修	H22. 4. 2～H23. 4. 1の間に担当係長又は担当課長補佐に昇任した職員	総合的な視野や幅広い識見の涵養、職務遂行能力の養成	43 44	2	87	1	12月
監督職 研修 (合同)	H22. 4. 2～H23. 4. 1の間に監督職に昇任した職員	施策立案力やマネジメント能力を身につけ、監督職員としての職務遂行能力の養成	81 87 81 82 85	5	416	3	6～ 7月
管 理 職 (副課長 級) 研修	H22. 4. 2～H23. 4. 1の間に副課長等に昇任した職員	時代潮流を的確に把握するとともに所属長を補佐する管理職としての役割を認識し、管理能力の養成	49 48 41	3	138	2	5～ 6月
部局長研 修	部局長	部局長としての高度な行政的見識の養成	—	—	—	—	管理 職特 別研 修と して 実施

研修名	対象者	目 的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
管 理 職 (本庁課 長級) 研 修	H22. 4. 2~H23. 4. 1の間に、本 庁の課室長 (7級を含む。) 又は地方機関の所長等に昇 任した職員	所属の長として、総合的に職場 を管理運営し、仕事の成果につ なげる能力の養成	前期 87 後期 50 37 計87	2	87	2	5月

(注) 研修名欄の「合同」は県職員と市町職員の合同研修を指す。

【特別研修】

研修名	対象者	目 的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
政策課題 研究グル ープ支援 事業 (合同)	主査、主任の職員及び同等の 職にある職員、おおむね入庁 後5年以上の経験を有する 職員(研究リーダーについて は、本庁課長等及び地方機関 の長又はそれと同等の職に ある職員とする。)	県政の重要政策課題について の先導的研究を通じた政策形 成能力の向上	17	1	17	1年 6箇 月	22. 7~ 24. 1月
政策づく りの基本 と実践研 修 (合同)	おおむね3年以上の職務経 験のある若手・中堅職員	政策づくりの演習を通じた若 手職員の政策形成能力の向上	39	1	39	3	2月
管理職政 策づくり 合同研修	本庁課室長、地方機関所長等	政策課題に関する有識者らに よる講義や討議を通じた政策 判断力の向上	66	1	66	2	8月
マン・ツ ー・マン 指導員研 修	各所属において、平成23年度 新規採用職員のマン・ツー・ マン指導員として指定され た職員	マン・ツー・マン指導員として 必要な知識及び技法の習得	74	2	131	1	4月
			57				
			54	3	133	0.5	8月
			44				
			35				
公務員倫 理特別研 修	①各部署の人事管理・職場運 営管理を担う副課長等(7級 職員)、②各所属において公 務員倫理の指導的立場を担 う副課長等(7級職員)、③ ①②に準ずる者として部局 長が推薦する管理・監督職	公務員倫理意識の向上と職場 におけるリスクマネジメント 能力の向上	40	1	40	2	6月
接遇研修 リーダー 研修	本庁副課長、地方機関副所長 等(各所属の接遇研修リーダ ー)	職場接遇向上のための知識の 習得、県民への対応力の向上	51	1	51	1	10月
行 政 法 (争訟) 研修 (合同)	行政訴訟に関する基礎知識 を習得する必要がある者	損害賠償責任や行政争訟に関 する知識の習得	80	1	80	2	8月
民法研修 (合同)	民法の基礎知識を習得する 必要がある者	民法実務に関連する具体例を 通じた知識の習得	87	1	87	3	8月
政策法務 研修 (合同)	条例立案等に必要な法務知 識を習得する必要がある者	条例立案等に必要な知識の習 得	50	1	50	3	8月

研修名	対象者	目 的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
地域別管理・監督職研修	地方機関の行政職6級以上の職にある者等	広い視野と現場の視点を養うとともに、情勢適応能力の向上を図り、地域行政のあり方について考察	—	—	796	1	県民局単位等で実施
地域別一般職員研修	地方機関の5級以上の職にある者等	地域の課題により柔軟に対応できる職務遂行能力の向上	—	—	430	1	県民局単位等で実施
行政特別研修	主査又は地方機関の課長補佐の職にある者で、選考試験に合格した職員	県政遂行に必要な政策企画能力等と幅広い見識の習得	32	1	32	28	7～9月
行政職実務研修	平成24年度に技能労務職から行政職に切り替えを行う職員	行政職としての心構えや必要な知識の習得等	29 29	2	58	5	24.2 24.3
クレーム対応力向上研修(合同)	①各所属の接遇研修リーダー、②受講を希望する管理・監督職、③ ①②以外で、クレーム対応力の向上を図る必要のある者	住民の信頼と満足を得る的確な対応マナーや実践的な対応策を学び、職場のクレーム対応力の向上	84 79	2	163	1	9～11月
新任職員研修(しごと支援プログラム採用)	H23.4.1に正規就職への就労支援のための県職員臨時採用(しごと支援プログラム)により採用された職員	正規就職につなげるためのキャリアアップを目指す	49 50	2	99	1	4月
			44 50	2	94	1	1月
職場サポートの実施	実務能力の向上を図る必要がある職員の在職する所属	職務遂行能力の向上に向けた支援	4	1	4	6箇月	8～1月

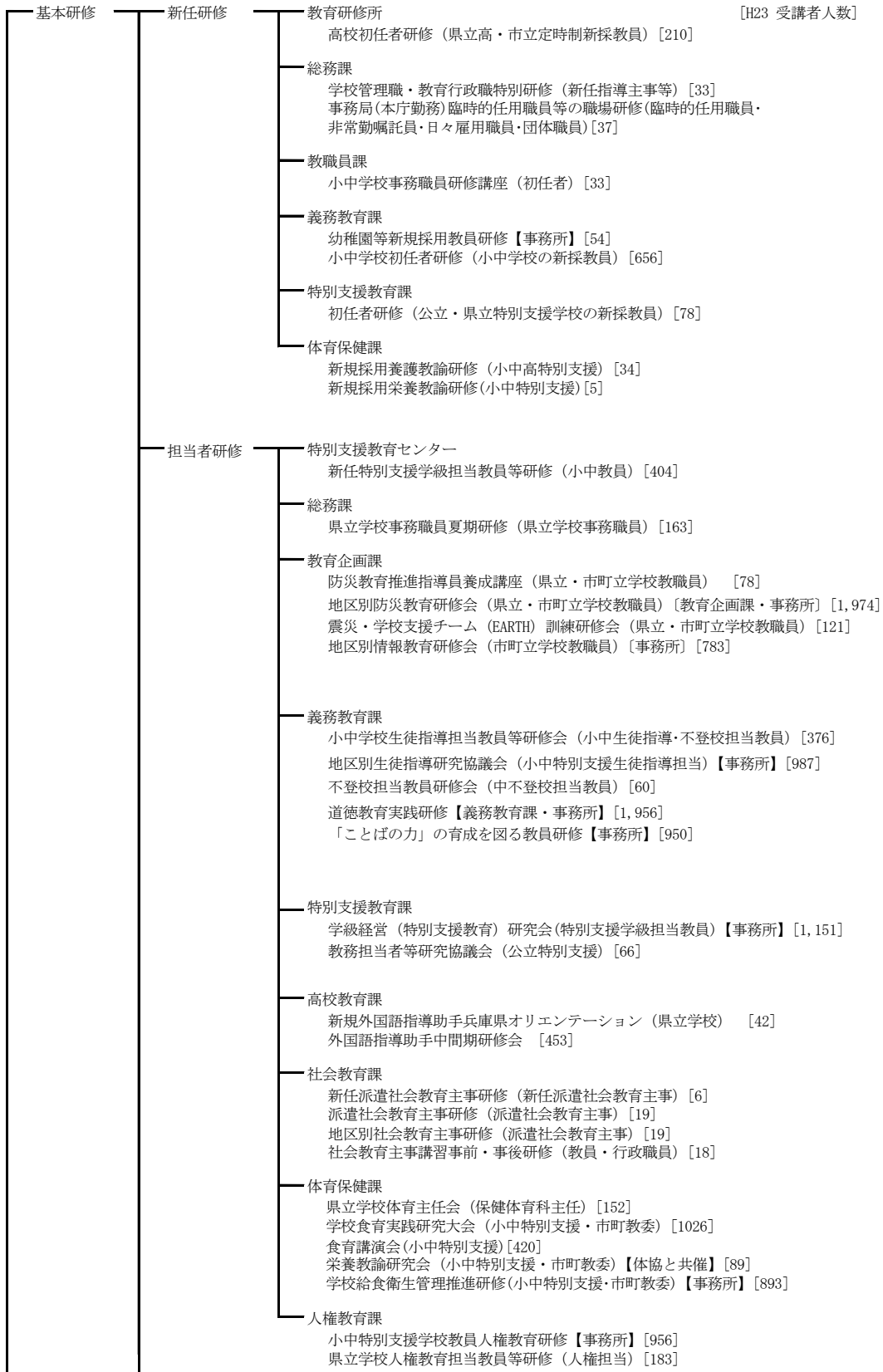
(注) 研修名欄の「合同」は県職員と市町職員の合同研修を指す。

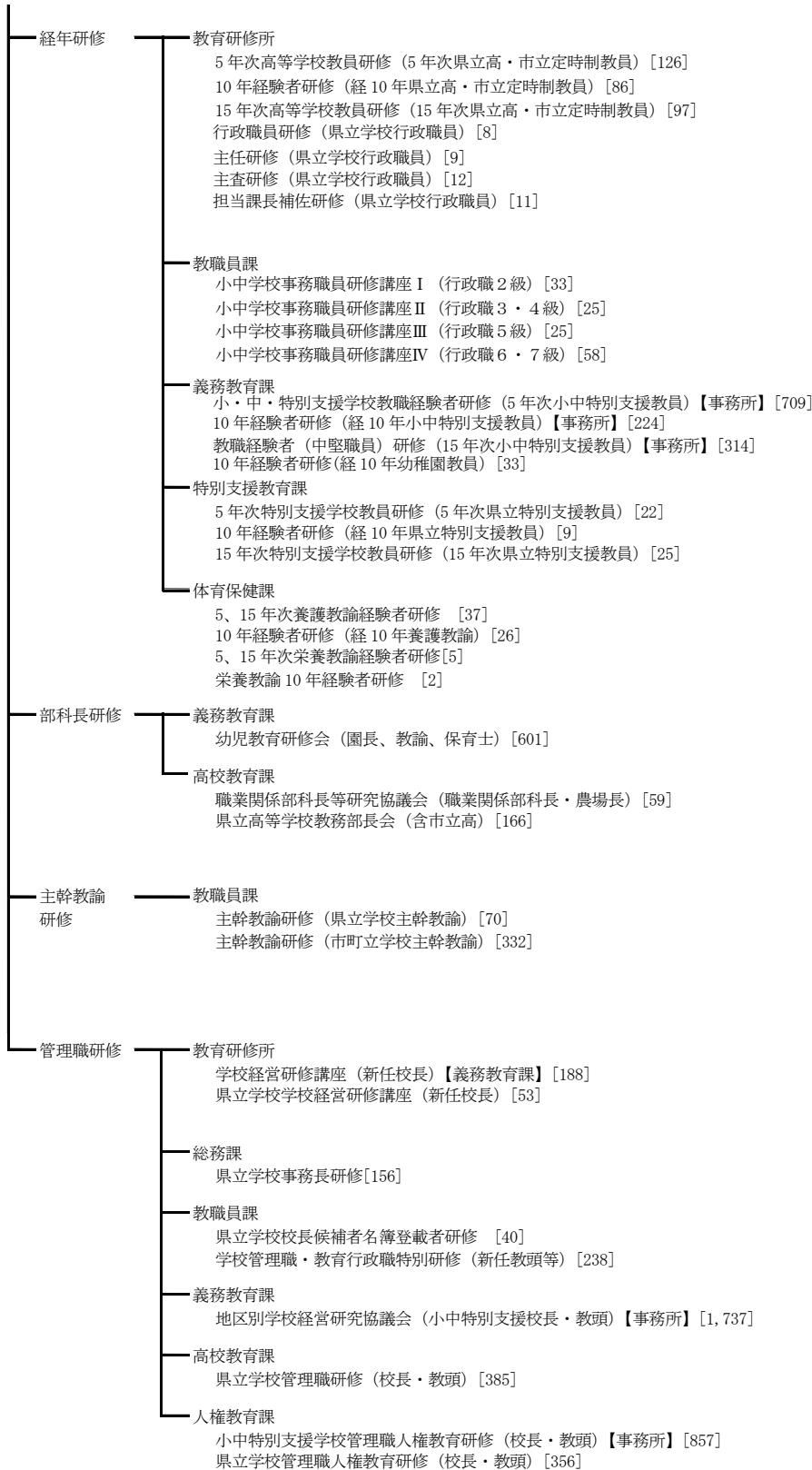
【自己啓発】

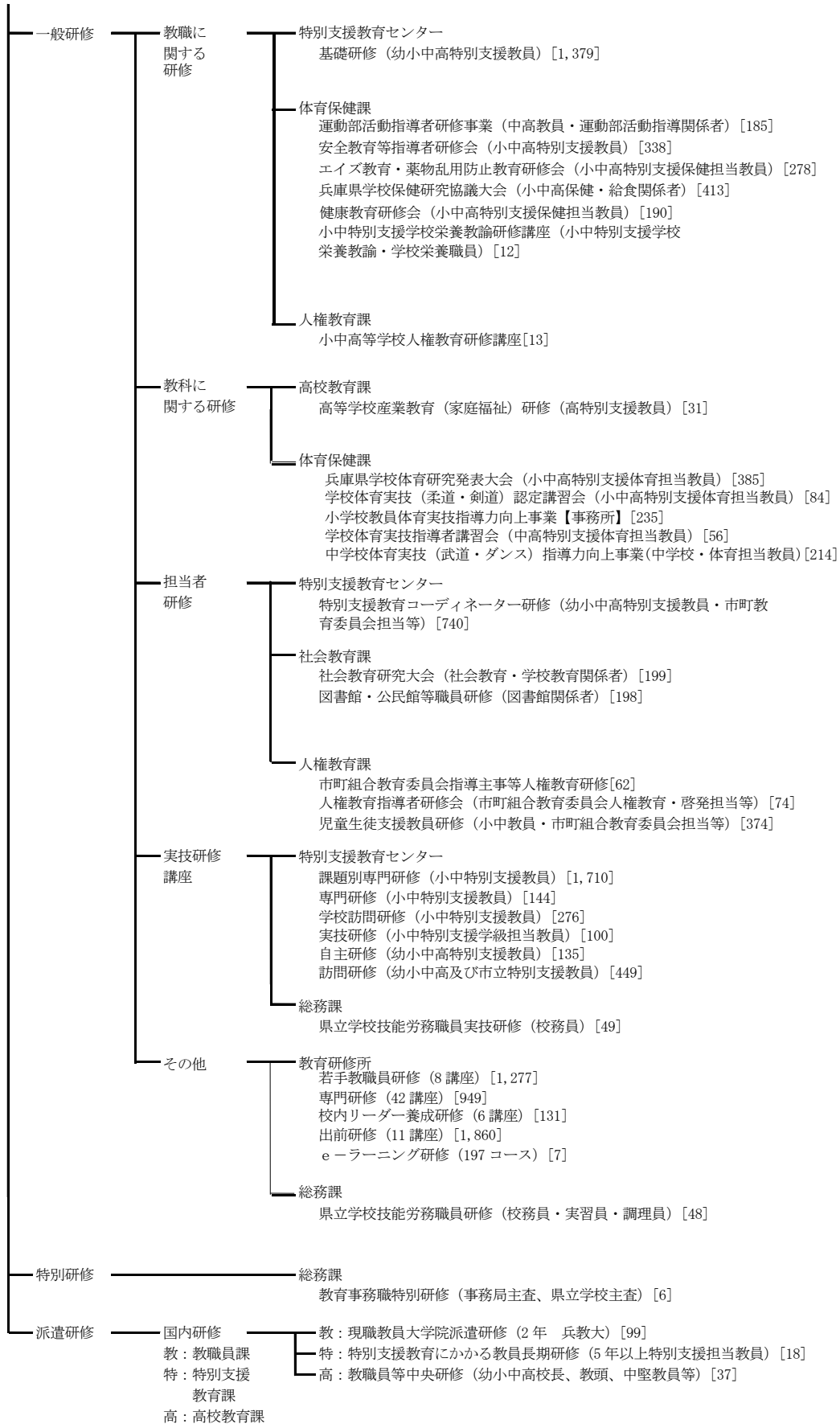
研修名	対象者	目 的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
語学学習支援事業	県職員(臨時的任用職員、非常勤嘱託員等を含む。)	語学能力の向上と外国文化等に対する理解の促進	—	—	6	1年間 随時	4～3月
通信教育講座	県職員(臨時的任用職員、非常勤嘱託員等を含む。)	職員の主体的な自己啓発を促進するため、通信教育講座の受講を支援	—	285 コース	24	1年間 随時	4～9月、 10～3月
自主研究グループ育成事業	全職員	自主的に研究を行うグループの活動を奨励することにより、自己啓発意欲と県職員として必要な知識・能力等の向上	—	—	2 グループ	9箇 月	6～2月

2 教育委員会

(1) 研修体系 (平成23年度)





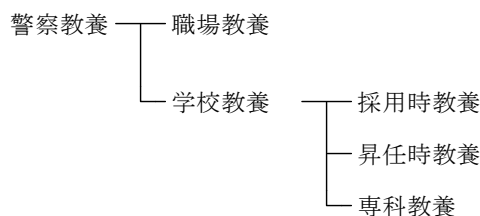


(2) 研修内容（平成23年度）

区 分	研修の概要	受講者人数
基本研修	全員若しくは該当者全員が参加する研修	21,611人
新任研修	新任教職員等を対象とした研修	1,140人
担当者研修	担当者を対象とした研修	13,345人
経年研修	経験年数等による研修	1,888人
部科長研修	各学校の部長（主任）、学科長を対象とした研修	826人
主幹教諭研修	主幹教諭を対象とした研修	402人
管理職研修	管理職を対象とした研修	4,010人
一般研修	希望者の応募による研修	12,547人
特別研修	主査の職にある者で、選考試験に合格した者を対象とした研修	6人
派遣研修	国内外の大学等への派遣を伴う研修	154人

3 警察本部

(1) 教養の体系（平成23年度）



(2) 教養内容（平成23年度）

研修名		対象者	目的	実施人数	実施回数	期間	
採用時教養	初任科	新たに採用した警察職員	高い倫理観の醸成と初動対応力及び現場適応力の基礎を養成	短期課程	357	2	6箇月間
				長期課程	158	2	10箇月間
	初任補修科			短期課程	294	3	2箇月間
				長期課程	97	3	3箇月間
一般職員初任科				20	1	4週間	
昇任時教養	警部補任用科	各級幹部	各級幹部として必要な知識・技能の修得	37	1	2週間	
	巡査部長任用科			14	1	2週間	
専科教養	部門別任用科	各種専門職種別の対象者	社会情勢や犯罪情勢の変化に対応した専門的な実務教養	4課程	321	11	2～4週間
	総警務部			8課程	861	26	3～11日間
	刑事部			14課程	332	18	5～12日間
	生活安全部			6課程	114	6	5～9日間
	地域部			6課程	208	9	5～18日間
	交通部			7課程	157	10	5～25日間
	警備部			3課程	74	3	5～9日間

Ⅶ 職員の勤務成績の評定の状況

1 勤務成績の評定の概要 (平成24年4月1日現在)

区 分	内 容
目 的	職員の勤務の実績並びに執務に関連してみられた職員の能力及び適性等を記録し、職員の指導監督の有効指針とし、かつ、人事異動その他人事行政運営上の公正な基礎資料とし、もって職員の能率の発揮及び増進を図る。
対象者及び 評定の時期	(知事部局等) 毎年10月1日基準 (教育委員会) 教職員：毎年10月1日基準 (警察本部) 警視以下の警察官及び同相当職以下の一般職員：毎年1月1日基準

2 目標管理制度の概要 (平成24年4月1日現在)

区 分	内 容
目 的	社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応していくため、組織目標に基づく個人の目標を設定し、目標への挑戦、自己評価、上司からの指導助言を通じて、組織の活性化と公務能率の向上を推進するとともに、職員の能力開発を図る。
対 象 者	(知事部局) 管理職 (教育委員会) 教育委員会事務局職員については管理職 学校については校長
評価時期	各年度の目標達成度について、毎年9月(学校については10月)に中間評価、2月～3月に年度末評価を実施

3 昇給への勤務成績の反映状況 (知事部局)

<p>勤務成績の評定に基づき、勤務成績が良好である者を選考し、決定している。(平成24年1月1日昇給時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて良好」(標準より2号給上位)に決定された者 906名 (13.3%) ・「特に良好」(標準より1号給上位)に決定された者 966名 (14.1%) ・「良好でない又は極めて良好でない」に決定し昇給号給数を標準より下位とした者 27名 (0.4%) <p>※ 標準は、「良好」</p>

4 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (知事部局)

<p>目標管理制度対象者は、目標管理制度における評価に基づき、功績が認められる者を選考し、決定している。また、目標管理制度対象者以外は、勤務成績の評定に基づき、功績が認められる者を選考し、決定している。(平成24年6月期勤勉手當時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特に優秀」(標準の2割増し)に決定された者 259名 (4.1%) ・「優秀」(標準の1割増し)に決定された者 1,869名 (29.9%) ・「不良」に決定し成績率を標準より割落とした者は 23名 (0.4%) <p>※ 標準は、「良好」</p>

Ⅷ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(平成24年4月1日現在)

労働安全衛生体制

職員の健康障害の防止、健康の保持増進を図るため、「労働安全衛生法」に基づき、職場の安全・衛生に関する事項を調査審議する安全衛生委員会の設置や職場環境の改善を行う産業医、衛生管理者等の選任を行っています。

(法令等に基づき選任している主な職)

- ・ 統括安全衛生管理者（安全衛生管理者の指揮、業務統括）
- ・ 安全衛生管理者（衛生管理者の指揮等）
- ・ 産業医（職員の健康管理、健康診断の実施、衛生教育の実施等）
- ・ 安全管理者（職員数50人以上の所属の安全に関する業務の管理）
- ・ 衛生管理者（職員数50人以上の所属の衛生に関する業務の管理）
- ・ 安全衛生推進者、衛生推進者（職員数10人以上50人未満の所属の安全や衛生に関する業務の管理）

健康診断、健康教育・面接指導

職員が健康で公務に専念できるよう、「労働安全衛生法」に基づく定期健康診断や特定の業務に従事する職員を対象とした特殊業務従事者健康診断及びがん検診等を行っています。

また、定期健康診断受診後のフォローや生活習慣病の予防、改善のための健康教育・保健指導等の実施、長時間の時間外勤務を行った職員に対する面接指導などを行っています。

(主な健診項目)

- ・ 定期健康診断（問診、身体計測、視力、聴力、胸部X線間接撮影、血圧、尿、心電図、血液）、胃検診等のがん検診、特殊業務従事者健康診断、VDT作業従事者健康診断

(主な健康教育・保健指導・面接指導)

- ・ 特定保健指導、健康診断の事後相談、長時間の時間外勤務を行った職員に対する産業医の指導

職員相談事業

職員、退職者、家族の精神的、経済的な不安・悩み・心配ごとの相談に応え、解消することによって、明るい職場づくりを目的として、本庁・警察本部や地方機関・警察署に職員相談員を配置しています。

(相談内容)

- ・ 一般相談 職場や日常生活等の一般的な悩み相談
- ・ 専門相談 弁護士や税理士による（法律・税務）専門相談
- ・ 交通事故相談 公務中や私用中の交通事故に関する相談

体育文化事業

職員の体力向上と元気回復のため、職員会館・職員福利センターのトレーニング室の設置、文化教養やボランティアへの参加意識を高めるため、職員時報の発行や職員ふれあいセンターの運営を行っています。

(主な事業)

- ・ 体育事業 職員会館・職員福利センターのトレーニング室の設置
- ・ 文化事業 職員時報の発行
- ・ ボランティア活動推進 職員ふれあいセンターの運営

職員住宅

職員の生活の安定及び大規模災害や重大な事件事故に対応するため、職員住宅及び待機宿舍等の設置、管理を行っています。

(設置戸数)

【知事部局】	1,034戸	(内訳)	世帯用： 461戸、	単身用： 573戸)
【教育委員会】	907戸	(内訳)	世帯用： 810戸、	単身用： 97戸)
【警察本部】	2,051戸	(内訳)	世帯用： 1,266戸、	独身寮： 785戸)

メンタルヘルス対策事業

職員自らのストレスへの気づきを支援するストレスチェックの実施、専門職員の職場訪問による予防、心身の不調を感じた場合に気軽に相談することができる専門医等による相談窓口の設置、療養者が円滑に職場復帰するための支援を行っています。

また、こころの健康管理に対する研修などを行っています。

【知事部局】

- ・ ストレスチェック
定期健康診断時のストレスチェック
- ・ 予防
専門職員（保健師）による職場訪問相談
- ・ 相談体制
健康なやみ相談、精神科医による相談
- ・ 職場復帰支援
ならし出勤制度
- ・ 研修
管理監督職（所属長、副課長・副所長、係長・地方機関課長等）対象のメンタルヘルス研修

【教育委員会】

- ・ 相談体制
精神保健の専門医・臨床心理士による面接相談（メンタルヘルス相談）
- ・ 研修
校長、教頭を対象としたメンタルヘルス研修
- ・ 職場復帰トレーニング、プレ出勤制度、職場復帰サポート教員の配置

【警察本部】

- ・ 相談体制
カウンセラーによる相談（心の相談室）、健康管理センター医師、保健師による相談、職員相談室、専門相談員による相談
- ・ ストレスチェック
人事異動者を対象としたメンタルヘルスチェック
全職員を対象としたストレスチェック
- ・ 研修等
幹部職員を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催、教養資料の配付
- ・ 職場復帰支援
予後観察期間を設け、指導区分に基づいた業務付与

子育て支援の状況

次世代育成支援対策推進法に基づき、特定事業主行動計画を策定し、「職員一人ひとりが働きやすく、安心して子育てができる『元気』あふれる職場づくりの実現」を目指して取組を進めています。

(主な取組)

【知事部局】

- ・特定事業主行動計画「県職員子育てサポートプラン」の策定 (H17、H20、H22改訂)
- ・職員の子育て支援に関する条例の制定 (H21)
- ・子育てに関する制度等の周知
「子育て支援に関する手引き」の作成・改訂 (H17作成、H20改訂)
- ・子育て職員の支援
育児休業等の取得に係る事務引継の実施 (H19～)
両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)
育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
再度の育児休業の対象の拡大 (H21～)
育児休業等の取得要件の拡大 (H22～)
「男性職員の子育て参加ガイド」の作成 (H20作成、H22改訂)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
管理監督職向けの研修の実施 (H18～)
毎月第3水曜日を「家族の日」運動推進のための「全庁ノー残業デー」に設定 (H20～)

【教育委員会】

- ・特定事業主行動計画「～子育て支援ひょうごプラン～次世代育成支援のための特定事業主行動計画」の策定 (H17)
- ・職員の子育て支援に関する条例の制定 (H21)
- ・子育て支援に関する制度等の周知
- ・子育て職員の支援
育児休業等の取得に係る事務引継の実施 (H19～)
両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)
育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
再度の育児休業の対象の拡大 (H21～)
「育児参加を考える男性の皆さんへ」の作成 (H20)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
毎月第3水曜日を「家族の日」運動推進のための「全庁ノー残業デー」に設定 (H20～)

【警察本部】

- ・特定事業主行動計画「兵庫県警察次世代育成支援対策特定事業主行動計画」の策定 (H17策定、H22改正)
- ・子育て支援に関する制度等の周知
「育児休業取得者プログラム、妊娠・出産・育児に関して取得できる休暇等の一覧」等の作成・配信 (H17、以後順次改正)
- ・子育て職員の支援
両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)
育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
「のじぎく休暇実施要領について」の改正による年次休暇の取得奨励 (H20～)
「育児休業者の職場復帰支援セミナー」(H24～)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
週のうち1日を定時退庁日に設定 (H17～)

〔 参 考 〕

1 行財政構造改革推進方策における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標										
始期	終期											
平成20年度	平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業や組織の徹底した見直し等により、次の部門において、平成20～30年度の間に約30%の定員削減を行う。 団塊の世代の大量退職期である平成20～22年度の3年間には、削減総数の2分の1となる約15%の削減を実施。続く平成23～25年度の3年間には、おおむね10%の定員削減に取り組む。 <p>【平成20～30年度におおむね3割の定員削減を行う部門】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>削減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門</td> <td>△約2,700人</td> </tr> <tr> <td>教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員、県立大学の事務局職員）</td> <td>△約 420人</td> </tr> <tr> <td>警察部門（事務職員）</td> <td>△約 110人</td> </tr> <tr> <td>公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）</td> <td>△約 200人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 県立大学の事務局職員は平成20～22年度の3年間で約15%を削減し、中後期については、大学の今後のあり方に基づき適正配置 ※ 教育部門（教育委員会の法定教職員、県立大学の教員）、警察部門（警察官）、公営企業部門（病院局の医療職員）は法令等の配置基準に基づき適正配置</p>	区 分	削減数	一般行政部門	△約2,700人	教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員、県立大学の事務局職員）	△約 420人	警察部門（事務職員）	△約 110人	公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）	△約 200人
区 分	削減数											
一般行政部門	△約2,700人											
教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員、県立大学の事務局職員）	△約 420人											
警察部門（事務職員）	△約 110人											
公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）	△約 200人											

2 民間の類似職種の給与

（平成24年4月1日現在）

	平均年齢 （歳）	平均給与月額 （円）	本県類似職種との 平均給与月額比	年収ベース （円）	本県類似職種との 年収ベース比
守 衛	55.1	260,500	1.53	3,697,100	1.79
用 務 員	53.5	206,600	1.94	2,861,400	2.20
自家用自動車運転手	58.4	267,500	1.57	3,526,500	1.80

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（期間を定めて日々雇用されている者等を含む。）を使用している（平成21～23年の3箇年平均）。

※ 本県類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースのデータは平均給与月額を12倍したものに、民間においては前年に支給された年間賞与の額、本県類似職種においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

3 特殊勤務手当について

【知事部局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	県税事務所に勤務する職員	下記の業務のうち知事が指定するもの (1) 納税義務者等との間で行う県税の賦課に関する指導、相談、徴収に関する折衝 (2) 納税義務者等に対する県税の賦課、徴収に関する調査 (3) 県税の滞納処分に係る事務等	日額 600円 （特に困難な業務については日額800円）
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う災害予防、災害応急対策又は救急の業務に従事したとき	1時間 1,900円 （飛行中の航空機から降下して行う業務は1日870円加算）

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
衛生検査 作業手当	健康福祉事務所、保健所、健康環境科学研究センター、障害者職業能力開発校の衛生検査室に勤務する職員	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の病原体又は結核菌の検菌又は培養の作業 ・人体から採取した検体の検査	日額 900円
解剖等作業 手当	知事が指定する医師	人の死体の検案、解剖若しくは処理作業に従事したとき又は人の死体の解剖補助作業に従事したとき	日額 1,600円
解剖等作業 手当の特例	東日本大震災に対処した知事が指定する医師	1日10人以上の死体の検案、解剖若しくは処理作業、又は解剖補助作業に従事したとき	日額 3,200円
麻薬取締 員手当	麻薬及び向精神薬取締法の規定による麻薬取締員	司法警察員として行う麻薬の事故・事件調査	日額 1,300円
食肉検査 作業手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜検査又は食鳥検査	日額 1,100円
狂犬病予 防等作業 手当	健康福祉事務所又は動物愛護センターに勤務する職員及び動物愛護センターの動物管理事務所に勤務する職員(狂犬病予防専従職員を除く。)	狂犬病予防等のための予防注射、検診、野犬の捕獲作業等	日額 800円
職業訓練 指導員等 手当	県立職業能力開発校、県立障害者職業能力開発校、障害者職業能力開発校において職業訓練に従事する職員	—	月額 26,800円
爆発物取 締作業手 当	当該業務に従事する職員	火薬類検査、高圧ガス設備検査又は高圧ガスメーターの検査等の作業に従事したとき	日額 360円
教務手当	知事が指定する施設に勤務する職員	入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教務を担当する職員のうち、知事が指定する者	月額 26,100円
種雄牛取 扱作業手 当	知事が指定する施設の職員	精液の採取等のために種雄牛を御する作業のうち知事が指定するもの	日額 260円
家畜保健 衛生業務 手当	当該業務に従事する職員	家畜伝染病予防法に基づく農場への立入検査、注射等	日額 1,100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
漁業取締調査手当	(1) 当該業務に従事する職員 (2) 農林水産技術総合センターに勤務する職員	(1) 漁業取締船に乗り組み、漁業の取締りに従事したとき (2) 船舶に乗り組み、水産資源の調査研究に係る水産動植物の採捕作業に従事したとき	日額 (1)取締手当額 500円 (2)調査手当額 380円	
特殊現場作業手当	当該業務に従事する職員	(1) ダム建設作業現場において特に危険を伴うおそれのある作業又はその作業の指導監督に従事したとき (2) 掘削中のトンネルの坑内における掘削作業若しくはその作業の坑内における指導監督に従事したとき等 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険を伴うおそれのある場所（以下「高所」という。）における作業又は高所におけるその作業の指導監督に従事したとき (4) 地表面下4m以上の深所（以下「深所」という。）における作業又はその作業の深所における指導監督に従事したとき (5) 建築基準法に規定する昇降機又は工作物の検査に従事したとき (6) 潜水による作業又はその作業の潜水による指導監督に従事したとき	(1)～(5) 日額 330円 ((1)、(3)については地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円) (6)日額 700円 (潜水深度30mを超える時は1,400円)	
特殊現場作業手当の特例	当該業務に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の敷地内において行う作業	下記以外の施設	①原子炉建屋内 日額 40,000円 ②敷地内 日額 20,000円
			免震重要棟内	日額 5,000円
		警戒区域又は警戒区域に設定されるまでの間における当該区域と同一の区域において行う作業（福島原発からおおむね半径20km圏内）	屋外 ※	福島原発から半径3km圏内 日額 20,000円
			屋内	上記以外 日額 10,000円
		計画的避難区域又は計画的避難区域に設定されるまでの間における当該区域と同一の区域において行う作業（福島原発からおおむね半径20km圏外で汚染の影響が強い地域）	屋外 ※	日額 5,000円
			屋内	日額 1,000円
		屋内退避指示区域又は屋内退避指示区域に設定されるまでの間における当該区域と同一の区域において行う作業（福島原発からおおむね半径20km～30km圏内（4.22に解除））	屋外 ※	日額 2,500円
※ 1日の作業時間が4時間に満たない場合の手当額は、上記手当額に60/100を乗じた額				

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
用地取得 等交渉手 当	知事が指定する行 政機関等に勤務す る職員	庁舎外において農業土木事業、土木事業又は県営住 宅事業の施行に伴う用地の取得若しくは使用、補償 若しくは住宅の建替えのための交渉又は土地改良事 業の施行に伴う換地のための交渉のうち知事が指定 するものに従事したとき	日額 700円 (ただし、正規の 勤務時間以外の時 間又は休日等の正 規の勤務時間での 交渉800円加算)
水上作業 手当	当該業務に従事す る職員	(1) 水上における灯浮標の設置、交換、撤去若しく は修理又は蓄電池の交換の作業に従事したとき (2) 水上におけるダム管理のために浮遊物の除去作 業に従事したとき (3) 水上における水質又は汚泥等の調査研究のう ち、知事が指定する作業に従事したとき	日額 280円
道路管理 作業手当	右記業務に従事す る職員	交通を遮断することなく行う道路の維持・修繕等の 作業のうち知事が指定するもの	日額 300円
除雪作業 手当	当該業務に従事す る職員	知事が指定する除雪等の作業に従事したとき	日額 450円 (作業の全部又は 一部が午前0時か ら午前7時までの 間に行われたとき 1,050円、特に困 難を伴う作業200 円加算)
水防災害 応急作業 手当	知事が指定する行 政機関に勤務する 職員	道路、河川の堤防等のうち、豪雨等異常な自然現象 により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそ れがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防 等における重大な災害が発生した箇所若しくは発生 するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応 急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」 という。)に従事したとき	巡回監視 日額 450円 応急作業等 日額 650円 (日没時から日出 までは600円加算) (知事が著しく危 険であると認める 区域内の作業は 100/100加算)
公物管理 作業手当	当該業務に従事す る職員	庁舎外において、道路、河川等の管理上必要な調査 等のうち著しく困難を伴うもの、県営住宅の明渡し に関する作業のうち知事が指定するもの又は代執行 に従事したとき	日額 280円
交代制変 則勤務等 手当	当該業務に従事す る職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午 後10時から翌日の午前7時までの間において行わ れる業務に従事したとき (2) 正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時 間を除く。)以外の時間に行われる知事の指定する 業務に従事したとき (3) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年1月3 日までの間において行われる知事の指定する業務 に従事したとき	(1) ・2時間未満 1回 500円 ・2時間以上 1回 600円 ・全時間 1回 1,100円 (2) 1回 1,620円 (3) ・勤務時間を割 り振られた場 合 3,500円 ・勤務を命ぜら れた場合 3,100円

【技能労務職】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
狂犬病予防等作業手当	健康福祉事務所又は動物愛護センターに勤務する動物愛護技術員	狂犬病予防等のため、予防注射、検診、野犬の捕獲又は個別訪問等の作業に従事したとき	日額 1,000円
家畜ふん尿取扱作業手当	県立農林水産技術総合センターに勤務する試験研究技術員その他知事が指定する職員	家畜のふん尿の処理作業に1日2時間以上従事したとき	日額 280円
衛生検査作業手当	右記の業務に従事した職員	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の病原体又は結核菌の検菌又は培養の作業 (2) 人体から採取した検体の検査のうち知事が指定するもの	日額 900円

※ 上記以外の手当については、一般職員の例による。

【企業庁】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	当該業務に従事する職員	(1) ダム建設について特に危険な作業又はその指導監督 (2) トンネルの坑内における作業又はその指導監督 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険な場所における作業又はその指導監督 (4) 地表面下4m以上の深所における作業又はその指導監督	日額 330円 (1)及び(3)で地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円)
水上作業手当	当該業務に従事する職員	水上における船舶を利用して行う浮遊物の除去作業、水質調査のための採水作業及び灯浮標の管理業務のうち、企業庁長の指定したもの	日額 280円
用地取得等交渉手当	地方機関に勤務する職員	庁舎外における用地の取得若しくは使用又は補償のための交渉	日額 700円 (正規の勤務時間外(休日の正規の勤務時間を含む。)に交渉した場合800円を加算)
水道業務手当	当該業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が、午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる水道用水又は工業用水の供給に関する機械及び施設の運転・保守・監視の業務	1勤務 770円 (1人勤務の場合960円)
管路巡視等作業手当	当該業務に従事する職員	水道用水又は工業用水の供給に関する管路の保守及び巡視並びに水源池の管理の現場作業	日額 200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水質検査作業手当	当該業務に従事する職員	水質検査作業のうち、毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う加熱分解又は抽出の作業	日額 280円

【病院局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
精神結核保健業務手当	当該業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による調査若しくは診察、診察の立会い又は入院措置をするための護送	日額 330円
放射線作業手当	当該業務に従事する職員	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務	日額 900円 (1箇月当たりの放射線被爆量が基準以上の場合、別途月額7,000円)
		(2) 放射性物質を用いた撮影及び治療業務	
結核病棟等勤務手当	(1) 病院に勤務する医師、保育士若しくは作業療法士である職員又は看護業務の補助に従事する職員	(1) 結核病棟、感染症病棟、精神科病棟における結核患者、感染症患者又は精神科患者の診療、保育若しくは作業療法又は看護業務の補助	1日につき、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に4/100を乗じた額に次の調整数を乗じた額を21で除して得た額 ①院長の職にある医師、自動車運転員、洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員 … 1 ②上記以外の医師、保育士若しくは作業療法士又は看護業務の補助に従事する職員 … 2
	(2) 県立淡路病院に勤務する自動車運転員	(2) 精神科患者を輸送するための自動車運転の業務	
	(3) 県立光風病院・柏原病院の洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員	(3) 洗濯の業務	
感染症防疫作業手当	当該業務に従事する職員	感染症患者の救護又は感染症の病原体の付着した物の処理	日額 300円
衛生検査作業手当	当該業務に従事する職員	(1) 人体から採取した検体の検査	(1)日額 900円
		(2) (1)の補助作業	(2)日額 300円
解剖等作業手当	職員（医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員を除く。）	人の死体の解剖補助作業	日額 1,600円
看護業務手当	病院に勤務する看護師、准看護師	(1) 光風病院及びその他の病院の結核病棟等における結核病患者、感染症患者又は精神科患者の看護業務	(1)月額 21,500円
		(2) ICU（集中治療室）等における重症患者の看護業務	(2)月額 6,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
精神科病院勤務手当	光風病院に勤務する職員で精神科患者に接することを常例とする者	—	月額 4,400円
教務手当	次の学校に勤務する職員 ・柏原看護専門学校 ・淡路看護専門学校	入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教務	月額 26,100円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師（看護業務の補助に従事する者を含む。）等	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）に行われる看護等の業務	深夜の一部を含む勤務 ・深夜勤務が4時間以上 1回 3,500円 ・深夜勤務が2時間以上4時間未満 1回 3,100円 ・深夜勤務が2時間未満 1回 2,200円 ・深夜の全部を含む勤務 1回 6,800円
		(2) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年の1月3日までの間の日において行われる業務	勤務 1回 3,500円 宿日直 1回 3,100円
交代制変則勤務等手当	当該業務に従事する職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前7時までの間において行われる業務	(1) ・2時間未満 1回 500円 ・2時間以上 1回 600円 ・全時間 1回 1,100円
		(2) 正規の勤務時間以外の時間に行われる救急医療その他管理者の指定する業務	(2) 1回 1,620円
診療応援手当	医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員	県立病院相互の間等で行う診療の応援の業務（入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤務を含む。）	①当直勤務以外 従事時間数 ・3時間以上 1回 15,000円 ・3時間未満 1回 9,000円 ②当直勤務 従事時間数 ・5時間以上 1回 7,000円 ・5時間未満 1回 3,500円 ③在勤する県立病院において他の県立病院の患者の検体に係る病理診断に従事した場合 1日につき1,000円に患者数を乗じて得た額。（1日の上限15,000円）

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
			④小児科を標榜する医療機関で行う診療応援業務で、その一部又は全部が深夜において行われるものに従事したとき 1回 45,000円 ⑤診療応援に関する協定を締結する大学で行う場合 従事時間数 ・ 3時間以上 1回 7,500円 ・ 3時間未満 1回 5,000円
特殊診療 手当	(社)日本麻酔科学会が認定する指導医、専門医、認定医又は厚生労働省が認定する標榜医の資格を有する職員	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務	①指導医・専門医 ・ 4時間超 1件 6,800円 ・ 2時間超4時間まで 1件 4,600円 ・ 2時間まで 1件 3,800円 ②認定医・標榜医 ・ 4時間超 1件 3,400円 ・ 2時間超4時間まで 1件 2,300円 ・ 2時間まで 1件 1,900円
	医師である職員	「ハイリスク分娩(妊娠)管理加算」の対象症例に該当する患者の分娩(妊娠)管理業務又は「母体・胎児集中治療室」に収容する患者の分娩(妊娠)管理業務	1日につき、1,300円に分娩(妊娠)管理を行った患者数を乗じて得た額
		正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く。)以外の時間における分娩業務	1分娩につき 10,000円
	管理職手当の支給を受ける医師又は歯科医師である職員	正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く)外における、入院患者の病状の急変等への対処その他の特に困難を伴う業務として管理者が指定するもの(「緊急診療業務」)	・ 3時間超 1回 20,000円 ・ 1時間超3時間まで 1回 10,000円
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う救急業務(当該業務を行うための教育訓練を含む。)	1時間につき1,900円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
救急外来業務手当	医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員	救急告示医療機関及び精神科救急医療機関において、夜間又は休日に、救急外来患者（対象時間帯に受け付けた患者に限る。）に対して行う診療報酬の算定対象となる診断、治療等の業務	夜間（午後5時30分～翌日午前8時45分） 15,000円/勤務1回 休日（午前8時45分～午後5時30分） 10,000円/勤務1回

【教育委員会】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する職員	次の業務で、心身に著しい負担を与えると認めるもの (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務 ウ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 エ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、又は週休日若しくは休日等に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は半日勤務時間を割り振られている日に行うもの (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	(1)ア日額 6,400円 ・重大な災害で、週休日又は休日等の場合 日額4,000円（7時間45分を超えた場合2,400円加算） イ人事委員会の承認を得て規則で定める額 ウ日額 6,000円 エ日額 6,000円 (2)日額 3,400円 (3)日額 3,400円 (4)日額 2,400円 (5)日額 900円
教育業務連絡調整手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する教諭のうち、その職務が困難である職務を担当する主任等	(1) 主任等で、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言 (2) 市若しくは町又は組合の教育委員会が定める学校の管理運営に関する教育委員会規則の規定により置かれる主任等で(1)と同様の職務	日額 200円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
多学年学 級担当手 当	小学校又は中学校 の2の学年児童又 は生徒で編成され ている学級におけ る授業又は指導を 担当する職員	—	日額 290円
夜間学級 担当手当	夜間学級を置く中 学校に勤務する教 頭、主幹教諭、教 諭及び助教諭であ る職員のうち、夜 間に勤務すること を本務とする職員	—	給料(教職調整額を 含む。)月額 の10/100(管理職手 当を受ける者は 8/100)
昼夜間等 兼務手当	当該業務に従事す る教頭、主幹教諭、 教諭及び講師	(1) 昼間課程の授業を本務とする者 夜間課程の授業又は通信教育の面接指導の業務 (2) 夜間課程の授業を本務とする者 昼間課程の授業又は通信教育の面接指導の業務	1時間 2,800円
舎監手当	正規の勤務時間以 外の時間に特別支 援学校又は高等学 校の寄宿舎におい て舎監として舎務 に1時間以上従事 した昼間課程又は 夜間課程の授業を 本務とする職員	(1) 特別支援学校の舎監業務 (2) 高等学校の舎監業務	(1) 1回 2,000円 (2) 1回 1,200円
農業実習 指導手当	農業に関する学科 を置く高等学校に 勤務する職員	宿直勤務又は日直勤務中における農業実習について の生徒の指導	1回 1,100円 (業務が5時間未 満の場合 550円)
夜間定時 制勤務手 当	県立高等学校に勤 務する事務職員 のうち、夜間課程 を置く高等学校に 勤務する者で正規 の勤務時間が夜間 にあるもの	夜間課程の業務	日額 250円
特別支援 学校業務 手当	行政職員等のうち 特別支援学校に勤 務する者	児童及び生徒の教育に付随する業務	月額 4,700円

【警察本部】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1号 刑事作業	(1) 捜査本部において当該作業に専従する職員として登録した者 (2) 当該作業に専従する職員として登録した者 (1)を除く。	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業（警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。）	(1)・捜査本部が設置されてから30日間 日額 840円 ・その他の期間 日額 560円 (2)日額 560円
1号の2 銃砲等特別作業	当該作業に従事する職員	(1) 現に被疑者が銃砲又は爆発物（以下「銃砲等」という。）を使用している事件現場における犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業	(1)・固定配置以外の場合 日額 1,640円 ・固定配置の場合 日額 1,100円
		(2) 現に銃砲等を所持する被疑者の逮捕の作業 (1)を除く。	(2)・固定配置以外の場合 日額 1,100円 ・固定配置の場合 日額 820円
		(3) 銃砲等が使用された暴力団抗争事件において固定配置による犯罪の予防の作業	(3)日額 820円
		(4) 暴力団等から危害を受けるおそれのある者として本部長等が指定したものの保護のため、身辺警戒及び固定配置による犯罪の予防の作業	(4)日額 820円
1号の3 海外犯罪情報収集作業	当該作業に従事する職員として警察本部長が指定する者	犯罪情報の海外における収集作業	日額 1,100円
2号 鑑識作業	当該作業に専従する職員として登録した者	指紋、手口、足こん跡、写真等を利用して行う犯罪鑑識又は理化学、法医学、心理学若しくは銃器弾薬等の知識を利用して行う鑑定の作業	日額 ①現場鑑識 560円 ②その他の鑑識 280円
3号 自動二輪車等運転作業	当該作業に専従する職員として登録した者	高速道路等以外の道路における交通取締用自動車及び無線自動車の事件・事故等に伴う緊急走行運転作業（交通捜査作業に該当するものを除く。）	①自動二輪車の運転 日額 560円 ②無線自動車の運転 日額 420円
4号 特殊車運転作業	当該作業に専従する職員として登録した者	運転免許試験場の施設外において行う運転免許試験車の運転作業	日額 300円
5号 警察用船舶運航作業	当該作業に専従する者	警察用船舶の緊急配備、事件・事故等の現場、水難救助の訓練における運航作業	日額 250円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
6号 交通捜査作業	当該作業に専従する職員として登録した者	道路上における人の死傷（軽傷は除く。）を伴う交通事故事件、悪質又は危険な交通法令違反の捜査及び暴走族の取締りの作業、前記作業に伴う交通整理、歩行者の保護活動、渋滞時の交通誘導、緊急時の避難誘導等の作業	日額 ①高速道路等 ・夜間の交通捜査 1,260円 ・昼間の交通捜査 840円 ・交通整理 460円 ②その他の道路 ・夜間の交通捜査 840円 ・昼間の交通捜査 560円 ・交通整理 310円
8号 警ら作業	当該作業に専従する職員として登録した者	事件・事故等の現場における警ら作業	日額 340円
11号 看守作業	当該作業に従事する職員	看守作業	日額 250円
12号 立入検査作業	当該作業に従事する職員で本部長が指定する者	火薬類又は高圧ガスの取締りのための立入検査の作業	日額 280円
13号 潜水作業	当該作業に従事する機動隊員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者	潜水作業	日額 450円
14号 災害救助作業、救助作業	当該作業に従事する職員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者	危険を伴う救助作業	日額 ①災害現場における災害救助 840円 （立入禁止区域内等で行う場合 840円加算） ②その他 450円
14号 災害救助作業の特例	東日本大震災の災害現場において当該作業に従事する職員	危険を伴う救助作業に引き続き5日以上従事した場合	日額 1,680円 （立入禁止区域内等で行う場合840円加算）
15号 死体取扱作業	(1) 当該作業に専従する職員として登録した者	(1) 検視及び解剖立会の作業	(1)日額 3,200円
	(2) 当該作業に従事する職員（(1)を除く。）	(2) 死体取扱作業	(2)日額 ①解剖補助及び損傷著しい死体取扱い 3,200円 ②その他 1,600円

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
15号 死体取扱 作業の特 例	上記(1)の者	東日本大震災に対処するための検視、解剖立会及び死体の収容等の作業	日額 3,200円 (1日に10体以上の死体を取り扱った場合は、3,200円を加算)
	上記(2)の者	東日本大震災に対処するための検視、解剖補助及び死体の収容等の作業	日額 ①解剖補助及び損傷著しい死体取扱い 3,200円 (1日に10体以上の死体を取り扱った場合は、3,200円を加算) ②その他 1,600円 (1日に10体以上の死体を取り扱った場合は、1,600円を加算)
	当該作業に従事する職員	東日本大震災に対処するために死体を収容している施設において死体又は死体が納められているものを取り扱う作業(検視、解剖立会及び解剖補助を除く)。	日額 ①損傷著しい死体 2,000円 ②その他 1,000円
16号の2 国際緊急 援助活動 業務	当該業務に従事する職員で本部長が指定する者	国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動業務	日額 4,000円 (心身に著しい負担の場合2,000円、心身に著しい緊張を与える場合4,000円以内で加算)
16号の3 警護等作 業	(1) 当該作業に専従する職員として登録した者	(1) 側近警衛又は身辺警護の作業	(1)日額 ①天皇等の警衛 1,150円 ②その他の警護対象者の警護 640円
	(2) 当該作業に従事する職員	(2) 核原料物質等を輸送する車両に追従し、又は先導して行う輸送警備作業	(2)日額 640円
17号 夜間特殊 業務	当該業務に従事する職員で本部長が指定する者	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる業務	①深夜の全部 1回 1,100円 ②深夜の一部 ・2時間以上 1回 730円 ・2時間未満 1回 410円

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
18号 爆発物処 理等作業	(1) 当該作業に従 事する職員とし て登録した者	(1) 爆発物又はその疑いのある物の処理作業	(1) 1件 5,200円
	(2) 当該作業に従 事する職員	(2) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、 鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に 封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑 識、収容、移動等に係る作業	(2)①特殊危険物質 等が発散又は漏 えいしている現 場において行う 作業 1件 4,600円 ②特殊危険物質等 が発散又は漏え いするおそれの ある現場におい て行う作業 1件 2,600円
	(3) 当該作業に従 事する職員	(3) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内で 行う作業((2)を除く。)	(3) 1件 250円
22号 航空従事 者の業務	当該業務に従事す る職員として登録 した者	航空従事者の業務	①事業用操縦士 月額 92,200円 (搭乗した場合1 時間につき3,400 円加算) ②自家用操縦士 月額 67,600円 (搭乗した場合1 時間につき3,400 円加算) ③航空整備士 月額 27,100円 (搭乗した場合1 時間につき2,200 円加算)
23号 航空機搭 乗作業	当該作業に従事す る職員(22号の業 務を除く。)	航空機に搭乗して行う作業	1時間 1,900円 (航空機から降下し て行う作業は1日 870円加算)

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務		左記職員に対する 支給単価
25号 緊急呼出 夜間処理 作業	当該作業に従事する職員のうち本部長が指定する者	突発的に発生した事件・事故に伴い、正規の勤務時間以外の時間に緊急の呼出しを受け、夜間における刑事作業、銃砲等特別作業、海外犯罪情報収集作業、鑑識作業、交通捜査作業及び爆発物処理等の作業		1回 1,240円
東京電力株式会社 福島第一 原子力発電所の敷地内等で行う作業	当該作業に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の敷地内において行う作業	免震重要棟外	日額 13,300円 （原子炉建屋（1～4号機）内は40,000円）
			免震重要棟内	日額 3,300円
		警戒区域において行う作業	屋外 ※	日額 6,600円
			屋内	日額 1,330円
		帰還困難区域において行う作業	屋外 ※	日額 6,600円
			屋内	日額 1,330円
		居住制限区域において行う作業	屋外 ※	日額 3,300円
			屋内	日額 660円
		避難指示区域又は計画的避難区域において行う作業	屋外 ※	日額 5,000円
			屋内	日額 1,000円
※1日の作業時間が4時間に満たない場合の手当額は、上記手当額に60/100を乗じた額				

【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成23年10月31日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は以下のとおりである。

1 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して改定する必要があるが、本年の職員給与の改定に当たっては、「第2次行財政構造改革推進方策」を踏まえた給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

2 職員の給与等

給与勧告の対象とされている職員約53,200人について「平成23年職員給与実態調査」を実施した。

(1) 平均給与月額（平成23年4月1日現在）

職員の平均給与月額は、給料364,117円、扶養手当10,122円、地域手当23,692円、その他手当28,085円、計426,016円となっている。

(2) 職員数及び職員構成（平成23年4月1日現在）

職員は、総数53,196人、平均年齢42.7歳、平均経験年数20.6年となっている。

【表1】職員の給料表別平均給与額

（平成23年4月1日）

項目 給料表	1人当たり平均給与月額							
	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当	計
行政職	円 343,471	円 11,309	円 23,613	円 4,346	円 15,194	円 7,702	円 2,509	円 408,144
研究職	386,336	13,914	23,162	5,811	18,385	9,722	3,358	460,688
医師・歯科医師職	489,822	11,054	86,837	4,557	15,046	78,041	217,938	903,295
看護職	362,115	6,000	26,644	533	17,526	0	0	412,818
警察職	329,642	13,752	24,561	4,606	14,969	1,059	7,468	396,057
大学教育職	(12,571) 460,156	12,534	27,776	9,013	14,867	3,726	206	528,278
高等学校教育職	(19,363) 401,105	10,941	24,256	4,415	10,704	2,415	15,462	469,298
中・小学校教育職	(14,547) 372,715	7,604	22,928	4,989	7,873	4,454	7,959	428,522
任期付研究員	320,760	—	18,150	—	12,234	—	1,400	352,544
一般任期付職員	367,180	0	41,187	7,800	15,847	48,084	12,000	492,098
職員平均値	(9,690) 364,117	10,122	23,692	4,759	11,153	4,016	8,157	426,016

(注) 給料の欄の()内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示している。

【表2】給料表別職員数等

(平成23年4月1日)

	行政職	研究職	医師・歯科 医師職	看護職	警察職	大学 教育職	高等学校 教育職	中・小学校 教育職	任期付 研究員	一般任期 付職員	計
人員 (人)	8,736	226	37	3	11,386	561	8,179	24,062	2	4	53,196
平均年齢 (歳)	43.7	44.5	46.6	48.7	38.6	48.0	45.7	43.2	33.0	46.3	42.7
平均経験 年数(年)	22.1	21.5	22.1	30.0	17.7	23.2	22.9	20.6	0.0	22.0	20.6

3 民間の給与等

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所1,787のうちから抽出した414の事業所を対象に「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者78職種、約18,500人について、平成23年4月分の給与月額等を調査した。

4 職員給与の改定等

(1) 公民較差

区 分	民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
金 額 (率)	412,798円	413,997円 [393,396円]	△1,199円 (△0.29%)
			(19,402円) (4.93%)

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 [] 内は第2次行財政構造改革推進方策を踏まえた給与抑制措置後の額。

(2) 給料表等

給料表は、人事院が勧告した国家公務員の俸給表に準じて引下げ（若年層及び医師職は据置き）。給与構造改革の給料表引下げ改定に伴う経過措置額について、給料表の職務の級及び号給ごとの改定率を考慮して引下げ。

(3) 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合3.97月分は、職員の年間支給月数3.95月分と概ね均衡していることから、改定は行わない。

(4) 改定の実施時期等

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、人事院の勧告に準じ、遡及することなく実施する必要がある。[条例の公布の日]

なお、人事院の勧告で、年間給与で民間との均衡を図るために期末手当で行われることとされている調整措置については、国及び本県の実情を考慮し、必要な措置を講じることが適当である。

(5) その他の課題

ア 経過措置額

人事院は、定年の段階的な引上げを見据え、高齢層職員の給与水準の是正を図るため、給与構造改革における経過措置額について、平成24年4月から段階的に廃止することとしている。

本県においても、経過措置額について、国及び他の都道府県の動向並びに本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある。

イ 自宅に係る住居手当

国においては、既に制度が廃止されたことから、早期に見直しを行うことが適当であり、引き続き、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、廃止に向けた検討を進める必要がある。

ウ 勤務実績の給与への反映

各任命権者において取組が進められているところであるが、引き続き、取り組んでいく必要がある。

エ 50歳台の公民の給与差への対応

人事院は、50歳台において、官民の給与差が相当程度存在している状況にあるため、今後の定年の段階的な引上げも見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しの検討を進めることとしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

オ 産業構造、組織形態の変化等への対応

人事院は、近年の民間における産業構造や組織形態の変化等の動きに対応していくため、「職種別民間給与実態調査」の対象となる産業の拡大、職種（役職）の定義や官民比較における対応関係の見直し等について検討を行い、来年以降、必要な対応を行うこととしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

カ 地域間給与配分の見直し

人事院は、給与構造改革における地域間給与配分の見直しについて、来年以降、東北3県を含む全国データを基に、最終的な検証を行うとしている。

本委員会としても、今後の国の動向に留意していきたい。

5 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ・今後とも引き続き、事務の効率化を図りつつ、超過勤務の縮減に向けた実効性が上がる取組を進め、勤務時間の縮減を一層推進していく必要がある。
- ・年次休暇の取得しやすい職場環境づくりに向けては、事務事業の効率的な執行に加え、年間を通じた計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得など、その取得促進について、管理監督職が率先して、引き続き取り組む必要がある。

(2) 職員の健康管理

- ・メンタルヘルス対策として、引き続き、取組の一層の推進を図る必要がある。特に、管理監督職は、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の状況を的確に把握するとともに、働きがいのある風通しの良い職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。
- ・東日本大震災をはじめとする災害対応に従事した職員については、過労とともに、「惨事ストレス」などの対応にも十分な配慮を行う必要がある。

(3) 育児休業の取得促進

- ・人事院は、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、期末手当について、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、本年12月期の期末手当より、支給割合を減じないための所要の措置を講じることとし、また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図ることが重要であるとしている。本県においても、国及び他の都道府県の状況を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

(4) 人材の確保

- ・職員の採用においては、本県が求める人材の確保に努めていく必要がある。

6 高齢期の雇用

人事院は、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から定年を段階的に65歳に引き上げるための立法措置を行うよう意見の申出を行ったところである。

本県としても、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、雇用と年金の接続を図り、公務能率を確保しながら、65歳までの段階的な定年年齢の引上げに向けて、関係法令の改正動向、国や他の都道府県の状況を踏まえ、諸課題について、検討を進めていく必要がある。

7 公務員の労働基本権の在り方

人事院は、国家公務員制度改革の議論の前提となるべき基本認識を整理するとともに、関連4法案に関する論点を整理し、報告したところである。

地方公務員に関しては、国家公務員制度改革基本法に、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」と規定されていることから、本県においても、引き続き、国及び関連法案の動向に留意する必要がある。

II 職員の競争試験及び選考の状況

1 職員の採用について

(1) 競争試験による採用

職員の採用は、人事委員会が実施する競争試験により行うことが原則であり、本県では上級職、中級職及び初級職に区分して実施している。

平成23年度の受験者数は、計2,217人（上級職1,493人、中級職72人、初級職355人、上級職(経験者)297人）となっている。

ア 平成23年度の各競争試験の特徴と傾向

(7) 上級採用試験

全体では受験者数1,493人に対し、最終合格者数は149人で、競争率は前年度と同じ10.0倍となった。

このうち一般事務職では665人が受験し、最終合格者数は42人、競争率は前年度を1.4ポイント下回る15.8倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は、前年度の44.7%を1.1ポイント下回り、43.6%となった。

(f) 中級採用試験

全体では受験者数72人に対し、最終合格者数は15人で、競争率は前年度を0.4ポイント上回る4.8倍となった。

(g) 初級採用試験

全体では受験者数355人に対し、最終合格者数は41人で、競争率は前年度を1.2ポイント上回る8.7倍となった。

このうち一般事務職では114人が受験し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を2.5ポイント上回る11.4倍となった。

(t) 経験者採用試験（上級）

全体では受験者数297人に対し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を17.1ポイント下回る29.7倍となった。

このうち一般事務職では208人が受験し、最終合格者数は4人で、競争率は前年度を14.8ポイント下回る52.0倍となった。

イ 平成23年度の各競争試験の日程

区 分	受付期間	第1次 試験日	第1次 試験地	第2次 試験日	第2次 試験地	最終合格 発表日
上 級 採用試験	〈インターネット〉 23. 5. 24～23. 6. 3 〈郵送〉 23. 5. 24～23. 6. 8 〈持参〉 23. 5. 24～23. 6. 10	23. 6. 26	神戸市	23. 7. 20 ～23. 8. 19 のうち指定 する2日	神戸市	23. 9. 2
中 級 採用試験 初 級 採用試験	〈インターネット〉 23. 8. 12～23. 8. 24 〈郵送〉 23. 8. 12～23. 9. 2 〈持参〉 23. 8. 12～23. 9. 7	23. 9. 25	神戸市 姫路市 豊岡市	23. 10. 24 ～23. 10. 28 のうち指定 する1日	神戸市	23. 11. 11
経 験 者 採用試験 (上級)	〈インターネット〉 23. 12. 2～23. 12. 16 〈郵送〉 23. 12. 2～23. 12. 20 〈持参〉 23. 12. 2～23. 12. 22	24. 1. 8	神戸市 東京都	24. 1. 28 ～24. 1. 29 のうち指定 する1日	神戸市	24. 2. 9

ウ 平成23年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 採用試験	1 次のいずれかに該当する者 (1) 22歳～30歳（平成24年4月1日現在） ただし、保健師は21歳～30歳、児童福祉司及び職業訓練指導員（機械系学科）は22歳～34歳、薬剤師は24歳～30歳、獣医師は24歳～34歳 (2) 21歳（平成24年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を平成24年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者 2 保健師、栄養士、獣医師、薬剤師、児童福祉司、職業訓練指導員（機械系学科）、環境科学職にあつては、免許・資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。	第1次試験 教養試験 択一式45題（一部選択解答制） 2時間30分 専門試験 事務系職種 択一式40題（一部選択解答制） 2時間 技術系職種（総合土木職を除く。） 択一式40題 2時間 総合土木職 択一式40題（一部選択解答制） 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 第2次試験 口述試験（個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験） 適性検査
中 級 採用試験	1 臨床検査技師、診療放射線技師 21歳～26歳（平成24年4月1日現在） 2 総合土木職 20歳～25歳（平成24年4月1日現在） 3 総合土木職にあつては、大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者を除く。 4 総合土木職以外の職にあつては、免許取得者（取得見込者を含む。）に限る。	第1次試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 総合土木職以外 択一式40題 2時間 総合土木職 択一式40題（一部選択解答制） 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 第2次試験 口述試験（個別面接①及び個別面接②） 適性検査
初 級 採用試験	18歳～24歳（平成24年4月1日現在） 大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者などその在学期間が2年を超える者を除く。 定時制・通信制高校在学中の者（既に高卒以上の学歴を有する者を除く。）に限り、18歳～30歳の者。	第1次試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 総合土木職 択一式40題（一部選択解答制） 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 作文試験 事務系職種 1題 800字 1時間 第2次試験 口述試験（個別面接①及び個別面接②）
経験者 採用試験 (上級)	28歳～34歳（平成24年4月1日現在）	第1次試験 一般常識試験 択一式40題 2時間 論文試験 2題 各900字 2時間 第2次試験 口述試験（個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験） 適性検査

エ 平成23年度の各競争試験の実施状況

試験区分	職 種	採 用 予定数	申込 者数	第1次試験		第2次 試験 受験者数	最 終 合格者 数 : B	競争率 (A/B)	採用 者数	辞退 者数
				受験者数:A	合格者数					
上 級	一 般 事 務 職	人 35	人 968	人 665	人 126	人 102	人 42	倍 15.8	人 36	人 6
	警 察 事 務 職	12	140	107	42	30	14	7.6	12	2
	教 育 事 務 職	20	279	220	69	63	23	9.6	19	4
	保 健 師	2	42	33	6	4	2	16.5	2	0
	栄 養 士	1	75	52	4	4	1	52.0	1	0
	獣 医 師	6	19	13	12	9	5	2.6	4	1
	薬 剤 師	10	68	53	33	26	12	4.4	12	0
	児 童 福 祉 司	1	28	22	6	6	2	11.0	1	1
	職業訓練指導員(機械系学科)	1	10	7	4	2	1	7.0	1	0
	農 学 職	4	81	52	12	11	4	13.0	4	0
	林 学 職	2	25	18	9	8	3	6.0	3	0
	水 産 職	1	14	12	4	4	1	12.0	1	0
	環 境 科 学 職	2	49	33	6	5	2	16.5	2	0
	総 合 土 木 職	11	92	55	36	33	12	4.6	12	0
	建 築 職	3	34	27	9	6	4	6.8	4	0
小中学校事務職	18	175	124	63	61	21	5.9	20	1	
計	129	2,099	1,493	441	374	149	10.0	134	15	
中 級	臨 床 検 査 技 師	4	43	36	15	12	5	7.2	4	1
	診 療 放 射 線 技 師	8	37	32	24	21	9	3.6	8	1
	総 合 土 木 職	1	4	4	3	3	1	4.0	1	0
	計	13	84	72	42	36	15	4.8	13	2
初 級	一 般 事 務 職	9	149	114	33	30	10	11.4	9	1
	警 察 事 務 職	4	49	43	18	17	6	7.2	6	0
	教 育 事 務 職	8	82	69	27	26	9	7.7	8	1
	総 合 土 木 職	1	14	11	4	4	1	11.0	1	0
	小中学校事務職	11	140	118	45	41	15	7.9	11	4
	計	33	434	355	127	118	41	8.7	35	6
経 験 者 (上 級)	一 般 事 務 職	4	322	208	12	11	4	52.0	3	1
	教 育 事 務 職	3	90	63	9	9	3	21.0	3	0
	総 合 土 木 職	3	37	26	9	9	3	8.7	3	0
	計	10	449	297	30	29	10	29.7	9	1
合 計	185	3,066	2,217	640	557	215	10.3	191	24	

(2) 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

ア 採用選考実施状況（職級別：職級毎の主な職については、67～68ページを参照）

人事委員会が平成23年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

(7) 行政職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(9) 11	1	48	2	8	3	6	2	2	0	(9) 83
教育委員会	(2) 5	0	(2) 7	0	14	9	6	1	0	0	(4) 42
警察本部	(1) 1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	(1) 2
病院局	(12) 12	0	11	0	0	0	0	0	0	0	(12) 23
計	(24) 29	1	(2) 66	2	23	12	12	3	2	0	(26) 150

(4) 研究職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
警察本部	0	(6) 6	0	0	0	(6) 6

(7) 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	1	1
病院局	26	9	35
計	26	10	36

(2) 警察職

(人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	3	4	9	8	14	6	3	4	51

※ () 内は公募による採用選考試験等により選考を行った者を内書きした。

※ 病院局の公募による採用選考試験により選考を行った者のうち、3名は平成22年度採用選考試験合格者（平成23年度に免許を取得。理学療法士1名、臨床工学技士2名）

イ 平成23年度職員採用選考試験実施状況

実 施 日	職 種	区分	採用 予定 者数	受験 者数	合格 者数	採用 者数	辞退 者数
23. 8. 22	建築職（古建築）	上級	人 1	人 1	人 1	人 1	人 0
	理化学職（法医）	〃	4	102	4	4	0
	理化学職（化学）	〃	1	52	1	1	0
	理化学職（文書）	〃	1	17	1	1	0
	理学療法士	中級	5	18	5	5	0
	作業療法士	〃	3	6	3	3	0
	言語聴覚士	〃	1	15	1	1	0
	臨床工学技士	〃	5	19	5	5	0
23. 11. 16	事務職（身体に障害のある人対象）	初級	4	31	4	4	0
23. 12. 5	児童自立支援専門員	上級	2	2	2	2	0
24. 2. 14	獣医師	上級	2	5	2	1	1
	精神保健福祉相談員	〃	1	16	1	1	0
	心理判定員	〃	1	47	1	1	0
	児童自立支援専門員	〃	2	2	2	2	0
	学芸員（保存・修復）	〃	1	1	1	1	0
	学芸員（近現代美術）	〃	2	26	2	2	0
	歯科衛生士	中級	1	7	1	1	0
	航空整備士	初級	1	1	1	1	0
合 計			38	368	38	37	1
う ち 上 級			18	271	18	17	1
う ち 中 級			15	65	15	15	0
う ち 初 級			5	32	5	5	0

2 職員の昇任について

本県では、職員の昇任は全て選考により行っている。

なお、行政職3～6級、研究職2～3級、医師・歯科医師職2級、看護職2～4級、警察職2～7級への職員の選考による昇任の権限は、各任命権者に委任している。

(1) 平成23年度の昇任選考の状況（職級別）

人事委員会が平成23年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

ア 行政職

(人)

任命権者	7級	8級	9級	10級	特10級	その他	計
知事部局	148	74	40	11	0	1	274
教育委員会	29	11	3	0	0	0	43
警察本部	2	1	0	0	0	0	3
議会	1	0	1	1	0	0	3
企業庁	3	3	0	0	0	0	6
病院局	12	3	4	1	0	0	20
計	195	92	48	13	0	1	349

イ 研究職

(人)

任命権者	4級	5級	計
知事部局	4	5	9
警察本部	1	0	1
計	5	5	10

ウ 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	1	1
病院局	22	12	34
計	22	13	35

エ 看護職

(人)

任命権者	5級	6級	7級	計
病院局	6	2	2	10

オ 警察職

(人)

任命権者	8級	9級	計
警察本部	36	27	63

3 広報等の取り組みについて

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

(1) 説明会の実施

ア 大学等での試験説明会

京阪神地域や、中国・四国ブロック等の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会（学外者も参加可能）を実施している。

- a 京阪神地域：平成23年度は延べ18箇所で開催し、756人が参加した。
- b 京阪神地域以外：平成23年度は延べ3箇所で開催し、58人が参加した。

イ 職員ガイダンス

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学を行うガイダンスを実施している。

対 象	実施日	参加人数
上級採用試験受験者対象	24. 3. 12	人
	24. 3. 13	266
	24. 3. 14	
中級・初級採用試験受験者対象	23. 8. 1	人 86

ウ 企業主催の就職説明会への出展等

民間企業主催による企業就職説明会や専門学校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内1回	人
	大阪市内3回	573
専門学校での説明会	神戸市内1回	人
	大阪市内1回	140
	東京都新宿区内1回	

(2) 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

ア 動画による知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成23年度は約16万件のアクセスがあった。

イ 上級、中・初級、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とする採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成23年度はこれによる申込者が1,351人で、申込者数全体の43.5%を占めた。

(3) メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験の受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。

平成23年度は14回の配信を行い、発行部数は約2,600部である。

(参考)

行政職級表

級	該当の職
2級	定型的な業務を行う職
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職
4級	主任の職など
5級	主査、地方機関の課長補佐の職など
6級	本庁の課長補佐及び係長の職、地方機関の課長の職など
7級	本庁の室長、副課長及び主幹の職、地方機関の副所長及び主幹の職など
8級	本庁の課長の職又は困難な業務を所掌する室長の職、地方機関の長の職又は県民局の所長の職など
9級	本庁の局長、県民局の副局長の職など
10級	本庁の部長、県民局長の職など
特10級	理事の職など

研究職級表

級	該当の職
1級	上級の研究員の指導監督の下に補助的研究を行う職
2級	研究員の職など
3級	試験研究機関の課長の職など
4級	試験研究機関の長の職、高度の試験研究を行う試験研究機関の部の次長の職など
5級	高度の試験研究を行う試験研究機関の長、次長及び部長の職など

医師・歯科医師職級表

級	該当の職
1級	医療業務を行う職
2級	地方機関の医長の職など
3級	地方機関の長の職など
4級	複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職など

看護職級表

級	該当の職
1 級	准看護師の職
2 級	看護師の職など
3 級	主任の職など
4 級	地方機関の課長の職、主査の職など
5 級	地方機関の副所長の職など
6 級	地方機関の長の職など
7 級	複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職など

警察職級表

級	該当の職
1 級	巡査の行う職
2 級	巡査長の行う職など
3 級	主任の職、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職など
4 級	係長の職、困難な業務を行う主任の職など
5 級	上席係長の職など
6 級	警察本部の課長補佐の職、警察署の課長の職など
7 級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職、困難な業務を行う警察署の課長の職など
8 級	警察本部の次席の職、警察署の副署長の職など
9 級	警察本部の課長の職、警察署の署長の職など

Ⅲ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に基づき、人事委員会に対して行われた措置要求の平成23年度における係属及び処理状況は次表のとおりであり、平成23年度新規要求は1件であった。

区 分	平成22年度末 (H23. 3. 31) 係属件数	平成23年度		平成23年度末 (H24. 3. 31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	0	1	0	1
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	1	0	1

Ⅳ 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不服申立審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に基づき、人事委員会に対して行われた不服申立ての平成23年度の係属及び処理状況は次表のとおりであり、平成22年度からの繰越係属件数は1件、平成23年度における新規申立件数は8件の計9件であり、うち1件が平成23年度中に終結し、うち8件が平成24年度に繰り越した。

区 分	平成22年度末 (H23. 3. 31) 係属件数	平成23年度		平成23年度末 (H24. 3. 31) 係属件数	平成23年度 口頭審理 開催回数	
		申立件数	終結件数			
分 限 処 分	免 職	1	0	0	1	0
	休 職	0	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	免 職	0	4	1	3	5
	停 職	0	1	0	1	0
	減 給	0	0	0	0	0
	戒 告	0	0	0	0	0
そ の 他	0	3	0	3	0	
計	1	8	1	8	5	